

令和 8 年度

政府所有米穀の販売等  
業務仕様書

農林水産省農産局

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>総論</b>	1
<b>第2章</b>	<b>業務方法書の作成</b>	
	第1 業務方法書の記載事項及び承認	1
	第2 業務方法書の共有	1
<b>第3章</b>	<b>販売等業務の実施体制</b>	
	第1 業務実施者の把握等	1
	第2 連絡体制の整備	2
	第3 震災等対応マニュアルの整備	2
	第4 販売等業務の委託	2
<b>第4章</b>	<b>政府所有米穀販売等業務運営協議会への参加</b>	3
<b>第5章</b>	<b>政府所有米穀の引受け</b>	
	第1 在庫米穀の引受け	4
	第2 販売等業務の開始年度に締結される買入契約に基づく米穀の引受け	4
	第3 受領書の提出	4
	第4 政府所有米穀の管理の開始	5
<b>第6章</b>	<b>各業務の実施方法</b>	
	<b>第1節 政府所有米穀の販売</b>	
	第1 共通事項	5
	第2 個別事項	5
	第3 販売に係る政府所有米穀の引渡方法	7
	第4 買受資格者への製品製造に係る試験用試料の販売及び引渡方法	7
	第5 局長の指示による販売等	7
	<b>第2節 政府所有米穀の保管</b>	
	第1 政府所有米穀の保管の区分	7
	第2 政府所有米穀の入庫	8
	第3 保管の方法	8
	第4 保管マニュアルの作成	8
	第5 政府所有米穀の引渡し	8
	第6 量目欠減発生時の対応	8
	第7 政府所有米穀の在庫管理	9
	第8 災害回復荷役	9
	<b>第3節 政府所有米穀の運送</b>	
	第1 運送の実施	9
	第2 政府所有米穀の運送	9
	<b>第4節 政府所有米穀の販売等に伴う作業</b>	
	第1 政府所有米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査	10
	第2 とう精	12
	第3 備蓄用精米加工及び備蓄用アルファ化米加工	12
	第4 学校給食用等政府備蓄米交付要領第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役	13
	<b>第5節 政府所有米穀の品質管理等</b>	
	第1 品質管理等の取扱い	14

第2	品質管理簿等の保存	14
第3	品質管理等の要件	14
第4	品質の確認及び対応	15
<b>第6節</b>	<b>廃棄物の処理</b>	
第1	流通不適米穀	16
第2	空包装等	16
<b>第7節</b>	<b>カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置</b>	
第1	基本指針に即した措置	17
第2	カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置に係る販売等業務の委託	17
第3	局長の指示による運送	17
第4	実績報告	17
<b>第8節</b>	<b>販売等業務の実施状況の確認</b>	
第1	実施状況の確認	18
第2	確認業務委員会の設置	18
第3	確認業務計画の作成	18
第4	第三者機関の選定	18
第5	契約の締結	18
第6	確認業務結果の報告	18
第7	不適切な事実が発見された場合の対応	18
第8	第三者機関が行う確認業務の実施状況の確認	18
<b>第9節</b>	<b>情報管理（販売等業務に係る局長への情報提供等）</b>	
第1	実績報告及び情報の提供	19
第2	電子化した情報の提供方法	19
第3	情報システムの活用	19
第4	情報セキュリティ対策	20
<b>第10節</b>	<b>その他</b>	
第1	電磁的記録による作成	21
第2	環境関係法令の遵守及び法令遵守以外の事項	21
別紙1	保管マニュアルの記載事項	22
別紙2	カビ確認の方法	31
別紙3	試料の採取方法等	33
別紙4	カビ毒分析の手順等	37
別紙5	カビ監視担当者の作業等	39
別紙6	とう精の規格等	40
別紙7-1	備蓄用精米加工の要件	42
別紙7-2	備蓄用アルファ化米加工の要件	43
別紙8	米の取扱注意事項	45
別紙9-1	確認業務委員会の設置について	46
別紙9-2	確認業務を実施する第三者機関の要件について	47
別紙9-3	確認業務の約定事項について	48
別紙9-4	確認業務の仕様について	49
別紙10	報告書一覧表	50
別添様式	販売等業務委託契約に係る環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書	51

## 第1章 総論

政府所有米穀の販売等業務委託契約を締結した受託事業者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条及び第30条に基づき、令和8年度に政府が買入れを行った政府所有米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。）及び農林水産省農産局長（以下「局長」という。）の指示に基づく政府所有米穀の販売（学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第4の交付に該当する場合にあっては、その交付をいう。以下「販売等」という。））、保管、運送等の一連の業務（以下「販売等業務」という。）を、食糧法その他の米穀の流通に関する法令（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第1章I第3の1(1)イに定める法令をいう。）のほか、本仕様書に即して作成された業務方法書に基づき実施する。

## 第2章 業務方法書の作成

### 第1 業務方法書の記載事項及び承認

受託事業者は、販売等業務を行うに当たり、次に掲げる記載事項を規定した業務方法書を作成し、局長の承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

ただし、変更内容が第3章第1又は第2の規定による届出事項に限られる場合は、当該承認を要しない。

- 1 販売等業務の実施体制
- 2 販売等業務の実施状況の確認
- 3 政府所有米穀の引受け
- 4 販売等業務の実施方法

### 第2 業務方法書の共有

受託事業者は、業務方法書を、販売等業務を実施する各事業所に備え付けることにより、販売等業務に携わる者が随時業務方法書の内容を共有できる環境を整えることとする。なお、受託事業者が販売等業務の一部を第三者に委託する場合は、業務方法書のうち当該販売等業務の実施に必要な部分について当該事業者に提示し、これを遵守させなければならない。

## 第3章 販売等業務の実施体制

### 第1 業務実施者の把握等

受託事業体は、次に規定する事項を内容とする受託事業体その他販売等業務に従事する者（以下「業務実施者」という。）について、局長がやむを得ない場合と認める場合を除き、原則として全ての業務実施者を記載した名簿及び第2項に定める業者を含む販売等業務の実施体制が明らかとなる組織図を作成し、業務方法書に添付して、局長に届け出る。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

#### 1 受託事業体

- (1) 業務の範囲
- (2) 代表者の役職及び氏名
- (3) 担当者の役職、氏名及び連絡先
- (4) カビ確認及びカビ毒検査の管理者の役職、氏名及び連絡先

#### 2 販売等業務の一部の委託を受け、更に他の業務実施者に販売等業務の一部を委託する者

- (1) 業務の範囲
- (2) 名称及び住所
- (3) 代表者の役職及び氏名
- (4) 連絡担当者の役職、氏名及び連絡先
- (5) 更に他の業務実施者に販売等業務の一部を委託することの合理性及び必要性
- (6) 委託元及び更に販売等業務の一部を委託する者に対して負うこととなる義務

#### 3 1及び2を除く業務実施者

- (1) 業務の範囲
- (2) 名称及び住所

### 第2 連絡体制の整備

受託事業体は、各業務実施者と常時連絡がとれるよう連絡体制を整備するとともに、連絡先一覧を作成し、業務方法書に添付して、局長に届け出る。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

### 第3 震災等対応マニュアルの整備

受託事業体は、震災等が発生した場合においても、販売等業務を迅速かつ確実に実施できるように、震災等対応マニュアルを作成し、業務方法書に添付して、局長の承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

### 第4 販売等業務の委託

受託事業体は、販売等業務のうち総合的な企画、政府所有米穀の販売等（政府所有米穀の買受人からの販売代金の回収業務を除く。）及びこれらに付帯する業務の実施を第三者に委託してはならない。

受託事業体は、販売等業務のうち次の業務について、第三者に委託を行う場合は、局長の承認を得て、それぞれ次に規定する者に限り、これを相手方として委託することができる。なお、受託事業体（共同企業体である場合は構成員のいずれか）が次に規定する者に該当しない場合は、次に規定する第三者に必ず委託しなければならない。

#### 1 保管業務

倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき保管を行う者（以下「保管業者」という。）

## 2 運送業務

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する貨物利用運送事業者

## 3 その他の業務

### (1) カビ確認及びカビ毒検査

第6章第4節第1の1の(1)に定める体制が整備されている者

### (2) とう精

別紙6の1に定める要件を満たす工場を所有し、米穀を適切にとう精・管理できる者

### (3) 精米形態で保管する米穀（以下「備蓄用精米」という。）に係るとう精・無洗米加工・袋詰め（以下「備蓄用精米加工」という。）

別紙7-1の1に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用精米を適切に製造・管理できる者

### (4) アルファ化米形態で、常温で5年以上保存に耐えられる米穀（以下「備蓄用アルファ化米」という。）に係るアルファ化米加工・袋詰め及び箱詰め（以下「備蓄用アルファ化米加工」という。）

別紙7-2の1に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用アルファ化米を適切に製造・管理できる者

### (5) 廃棄物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は廃掃法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者

### (6) 学校給食用等政府備蓄米交付要領第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役

第6章第4節第4に即し、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「備蓄米交付要領」という。）第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。以下同じ。）への発送荷役を適切に実施できる者

### (7) 実施状況の確認

第6章第8節第4の2に基づき選定された者

## 第4章 政府所有米穀販売等業務運営協議会への参加

受託事業体は、販売等業務を適正かつ円滑に実施するため、基本要領第2章第4に定める「政府所有米穀販売等業務運営協議会」に参加しなければならない。

## 第5章 政府所有米穀の引受け

### 第1 在庫米穀の引受け

受託事業体は、令和3年度及び令和5年度政府所有米穀の販売等業務委託契約の契約終了時、令和8年度政府所有米穀の販売等業務委託契約の解除時その他局長が必要と認める場合の在庫米穀の全部又は一部について、局長から交付される米穀委託書（局長が特定の政府所有米穀についての販売等業務を委託した書類をいう。以下同じ。）に基づき、倉庫内に保管された状態の米穀を引き受ける。

### 第2 販売等業務の開始年度に締結される買入契約に基づく米穀の引受け

#### 1 外国産米穀

(1) 受託事業体は、局長が指示するまでの間、毎月25日までに、受託する輸入予定の外国産米穀の数量について、外国産米穀の需要地等に倉庫を確保し、外国産米穀の時期別・輸入港別の需要情報を、局長に報告する。

(2) 受託事業体は、外国産米穀の輸入入札ごとに局長が定める受託事業体別、輸入港別の輸入予定米穀について、次の全ての条件を満たす倉庫（以下「輸入倉庫」という。）を確保し、入港予定日の1か月前までに局長に報告する。

① 外国産米穀の輸入港において本船の接岸が可能な各岸壁から概ね10km以内に所在し、常時、低温保管（穀温を常時15℃以下に保持するとともに、倉庫内の湿度を60パーセントから65パーセントまでの範囲内に保持することを目標とする保管をいう。以下同じ。）することができる倉庫

② くん蒸が必要な場合は、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき指定を受けた検疫倉庫

③ 通関が可能な倉庫

④ 入庫に当たって、港の荷役期間の延長を生じさせることのない搬入能力を有している倉庫

(3) 受託事業体は、米穀委託書に基づき、輸入倉庫において米穀を引き受ける。

#### 2 国内産米穀

受託事業体は、引き受けるべき国内産米穀が生じた場合は、米穀委託書に基づき、米穀を引き受ける。

#### 3 その他

受託事業体は、局長が、政府所有米穀の保管に関する経緯等を踏まえ、国民の生命、身体等の保護を図るために必要があると認める場合は、局長が指示する倉庫において、米穀委託書に基づき米穀を引き受ける。

### 第3 受領書の提出

受託事業体は、政府所有米穀を引き受けた場合は、米穀委託書に記載された引渡日をもって、局長に受領書を提出する。

#### 第4 政府所有米穀の管理の開始

受託事業体は、米穀委託書に記載された引渡日をもって、当該委託書において特定された政府所有米穀の管理を開始する。

## 第6章 各業務の実施方法

### 第1節 政府所有米穀の販売

#### 第1 共通事項

##### 1 販売対象者

受託事業体は、局長が認定した用途ごとの買受資格者名簿に掲載された者（以下「買受資格者」という。）に対し、基本要領に基づき政府所有米穀を販売する。

なお、受託事業体は、自らが管理する政府所有米穀を買い受けることはできない。

##### 2 遵守事項

- (1) 受託事業体は、正当な理由なく買受資格者への販売を拒んではならない。
- (2) 受託事業体は、政府所有米穀を販売する場合、政府所有米穀を買い受けることを予定している者（以下「買受予定者」という。）との間で、買受予定者が組合等（中小企業等協同組合法に基づいて設立された協同組合、協同組合連合会その他これに準ずる法人として局長が認める法人をいう。以下同じ。）でない場合は基本要領別紙1-1に定める事項を約定した売買契約を、組合等の場合は基本要領別紙1-2に定める事項を約定した売買契約をそれぞれ締結しなければならない。
- (3) 受託事業体は、局長が用途を限定した政府所有米穀を販売する場合は、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）に従い、その包装又は容器にその用途を示す表示を付す等の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託事業体は、買受資格者、その共同購入者又はその買受構成員が、適切な手続を経ずに米穀を買受けた用途以外に使用したこと、米穀の流通に係する法令の規定に違反したこと、買受資格者の要件を満たさなくなったこと又は不正の手段により買受資格者の資格を取得したことのいずれかに該当する疑いがあることを知った場合は、当該買受資格者への政府所有米穀の販売を留保し、直ちに局長に報告しなければならない。
- (5) 受託事業体は、買受資格者の資格が停止されている期間、当該買受資格者に対して政府所有米穀を販売してはならない。

#### 第2 個別事項

##### 1 外国産米穀の年間販売計画

- (1) 受託事業体は、毎年度3月末（販売等業務の開始年度については、9月末）までに、別途局長が提示する外国産米穀の年間販売予定数量に即して、翌年度（販売等業務の

開始年度については、当該年度)の用途別、月別の年間販売計画(基本要領様式4-15)を作成し、局長の承認を得る。

- (2) 受託事業体は、局長から承認を受けた年間販売計画に基づき、各年度ごとに外国産米穀を販売する。
- (3) 受託事業体は、局長から承認を受けた年間販売計画を3ヶ月ごとに見直すとともに、年間の販売数量について10パーセントを超える変更が見込まれる場合は、速やかに変更理由を付した変更申請書(基本要領様式4-16)をもって、再度、局長の承認を受けなければならない。

## 2 外国産米穀の販売

受託事業体は、基本要領第4章I第5の規定により、局長が別途指示する場合を除き、次のとおり販売を行う。

### (1) 販売手続

#### ① 販売情報の公開

受託事業体は、外国産米穀について、販売予定数量を加工原材料用、飼料用の別に決定し、販売を行う月の前月末までに販売可能情報として局長に報告するとともに、当該情報を局長の指示する方法により公開する。

#### ② 見積合せ結果の通知

受託事業体は、局長が実施した見積合せの結果の連絡後、速やかにその結果を買受予定者に通知する。

### (2) 販売方法

受託事業体は、外国産米穀を次のとおり区分し、それぞれの区分ごとに販売する。

#### ① うるち米

ア 月別契約(最低契約数量を1トンとし、見積合せ結果の通知後、速やかに売買契約を締結し、引渡期限を契約締結日が属する月の翌月末までに設定する売買契約をいう。)

イ 長期契約(最低契約数量を、引渡期限が3ヶ月の場合は原則300トン、6ヶ月の場合は原則600トンとし、見積合せ結果の通知後、速やかに売買契約を締結し、引渡期限を契約締結日が属する月の翌月から3ヶ月又は6ヶ月に設定する売買契約をいう。)

#### ② もち米

最低契約数量を1トンとし、4ヶ月ごとの販売数量について、当該期間の開始前にあらかじめ売買契約を締結する。

### (3) 販売価格

受託事業体は、外国産米穀を、局長が行う見積合せの結果により成約した価格で販売する。

### (4) 加工原材料用として米穀を販売する際に講ずべき措置

受託事業体は、加工原材料用として販売する場合は、買受予定者との間で、買受予定者が基本要領第4章I第1の2(2)に定める使用用途のいずれかに使用することを約定して販売しなければならない。

## 3 国内産米穀の販売

受託事業体は、局長が別途指示する方法により、引き受けた国内産米穀の販売を行う。

### 第3 販売に係る政府所有米穀の引渡方法

販売に係る政府所有米穀の買受者（第1の2(2)により売買契約を締結した者をいう。以下同じ。）に対する引渡しは、あらかじめ買受者との協議の上、次の手順により行う。

- 1 受託事業体は、政府所有米穀の契約年度、用途、引渡申請番号、買受者、販売対象米穀（管理区分（備蓄用、備蓄外、援助用等の区分）、種類等）、引渡期限、引渡数量、販売金額及び見積合せ実施日等を記した引渡申請書（基本要領様式4-21）を記入の上、局長に提出し、局長から納入告知書の交付を受ける。
- 2 受託事業体は、交付された納入告知書に基づき、販売代金を局長に納入し、引渡決定通知書（基本要領様式4-22）の交付を受ける。なお、受託事業体は、引渡決定通知書の内容に変更の希望がある場合は、書類により局長に申請し、承認を受けなければならない。
- 3 受託事業体は、局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、当該米穀の引渡日に所有権が移転することを記載した書類を買受者に交付するとともに、当該書類に買受者の署名又は捺印を受けて、政府所有米穀を引き渡す。
- 4 受託事業体は、政府所有米穀の引渡後、速やかに、当該米穀の引渡申請から引渡日までの情報を政府所有米麦情報管理システム（以下「政府システム」という。）又は独自の情報処理システムに記録するものとする。

### 第4 買受資格者への製品製造に係る試験研究用試料の販売及び引渡方法

- 1 受託事業体は、買受資格者から製品製造の試験研究のための試料（以下「サンプル」という。）として政府所有米穀の販売要請を受けた場合は、買受資格者、販売対象米穀（倉庫業者、管理区分（備蓄用、備蓄外の区分）産年、種類、産地、数量等）及び使用目的を記したサンプル販売承認申請書（基本要領様式4-19）により局長に申請し、承認を受けなければならない。
- 2 受託事業体は、サンプル販売に係る政府所有米穀を、第3の2～4に準じて引き渡す。

### 第5 局長の指示による販売等

受託事業体は、援助用又は学校給食用に政府所有米穀を供給する場合、災害又は不作により米穀の供給が不足した場合その他局長から政府所有米穀の契約方法、販売方法等を指示された場合は、当該指示に従い、販売等業務を行わなければならない。

## 第2節 政府所有米穀の保管

### 第1 政府所有米穀の保管の区分

#### 1 米穀の区分

受託事業体は、政府所有米穀を農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する種類、銘柄、包装等のほか、国内産米穀については産年及び等級、外国産米穀については本船及び買入委託契約番号ごとに区分して保管する。

なお、備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米については、上記にかかわらず産年、産地、品種及び備蓄用精米加工又は備蓄用アルファ化米加工に係る指示ごとに区分して保管する。

また、政府所有米穀を民間貨物と区分して保管する。

## 2 流通不適米穀の管理

受託事業体は、流通不適米穀（食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）の規定により販売等をしてはならない米穀その他販売等をしてはならないと局長が認める米穀をいう。以下同じ。）の保管については、関係法令を遵守しつつ、1に加え、原因（「カビ状異物」、「カビ毒」、「カドミウム」、「残留農薬」等）別に区分し、その原因を票せん等により掲示する。

## 第2 政府所有米穀の入庫

### 1 政府所有米穀の入庫

受託事業体は、政府所有米穀の入庫時に、送り状との相違、入庫状況（入庫日、はい付けの状況、品質、必要な表示や押印、包装の状態等をいう。以下同じ。）を確認し、記録する。

### 2 その他

政府所有米穀が既に保管されている倉庫において受託事業体が保管を開始した場合の入庫状況の確認、記録等については、1の規定に準じて行う。

## 第3 保管の方法

受託事業体は、第5節第3の2に定める方法により、局長の指示を踏まえ、政府所有米穀を保管する。

また、備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米については、別途局長が指示する地域において、次の要件を全て満たす倉庫で保管する。

- 1 昭和56年6月1日に施行された新たな耐震基準を満たしていること。
- 2 主要幹線道路に面している又はその近傍に立地していること。

## 第4 保管マニュアルの作成

受託事業体は、保管に係る業務実施者に、別紙1に定める事項その他政府所有米穀を適切に保管するために必要な事項を定めた規程（以下「保管マニュアル」という。）を作成させ、政府所有米穀を保管する倉庫（以下「保管倉庫」という。）に備え付けさせなければならない。

## 第5 政府所有米穀の引渡し

受託事業体は、政府所有米穀を引き渡す場合、当該政府所有米穀の引取人から引取日、引取人の氏名又は名称、引取場所、引取物品及び数量を特定した書類の提示を受ける。

## 第6 量目欠減発生時の対応

受託事業体は、政府所有米穀に量目欠減（正味重量が管理量目を下回ることをいう。以下同じ。）が発生した場合、速やかに欠減状況を局長に報告し、局長の指示に従わなければならない。

## 第7 政府所有米穀の在庫管理

### 1 帳簿等の整備

受託事業体は、政府所有米穀の在庫数量の把握ができるよう、帳簿等を作成し、第1の区分ごとに管理する。

### 2 たな卸

受託事業体は、年度末現在の政府所有米穀の在庫数量について、帳簿等と政府所有米穀の在庫数量を突合した上で、毎年度4月20日までに局長に報告しなければならない。ただし、本契約の最終年度における年度末現在の在庫数量については、確認を行った上で、契約の終了日に局長に報告しなければならない。

### 3 庫移しの届出

受託事業体は、政府所有米穀を保管中の倉庫から他の倉庫に移す場合は、保管中の倉庫、移動先の倉庫、米穀の種類等、数量、移動予定日、理由を事前に農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に届出なければならない。

## 第8 災害回復荷役

1 受託事業体は、地震、水害等の災害により、荷崩れ等の事故及び乱破袋等が発生し、その回復に係る荷役が必要となった場合、原則として荷役を実施する前に、被害の概要、必要な作業、対象数量等を記載した災害回復荷役作業計画書（基本要領様式9-1）にはい見取り図を添えて農産局長に提出し、承認を受けなければならない。

2 受託事業体は、荷役の終了後すみやかに災害回復荷役実施報告書（基本要領様式9-3）により農産局長に報告しなければならない。

## 第3節 政府所有米穀の運送

### 第1 運送の実施

受託事業体は、第5節第3の3に留意し、政府所有米穀を運送する。

### 第2 政府所有米穀の運送

#### 1 保管倉庫等からの運送

受託事業体は、保管倉庫等から政府所有米穀を運送する場合、当該政府所有米穀の保管に係る業務実施者に対し、引取日、引取人の氏名又は名称、引取場所、引取物品及び数量を特定した書類を提示する。

#### 2 受領書等の徴収及び保存

受託事業体は、政府所有米穀を運送した際、発地及び着地における保管に係る業務実施者、買受者等が署名又は捺印した送り状、受領書等の書類を5年間保管しなければならない。

## 第4節 政府所有米穀の販売等に伴う作業

### 第1 政府所有米穀の販売等を行う前のカビ確認及びカビ毒検査

受託事業体は、政府所有米穀の販売等に当たって、カビ確認及びカビ毒検査を行うものとする。

ただし、援助用、工業用、サンプル用その他局長が別途指示するときは、供給先からカビ確認及びカビ毒検査の要請がある場合を除き、この限りでない。

なお、受託事業体はカビ確認を行う場合、あらかじめその作業日程及び内容を地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）及び第6章第8節第5に基づき契約を締結した第三者機関へ報告するものとする。

#### 1 カビ確認及びカビ毒検査の実施体制

##### (1) 体制整備

- ① 受託事業体は、カビ確認及びカビ毒検査の実施方法の遵守を確実にするため、管理者を置く。
- ② 受託事業体は、カビ確認を行う者及びカビ毒検査の分析試料を採取する者（以下「カビ監視担当者」という。）の名簿を整備するとともに、カビ確認及びカビ毒検査の試料採取（以下「カビ確認等作業」という。）を行う作業場所（以下「カビ確認等作業場所」という。）ごとにカビ監視担当者を明らかにしておく。
- ③ ②のカビ監視担当者は、カビに関する基礎知識、カビ状異物の有無の確認方法、カビ毒分析試料の採取方法等に関する研修を受講するなど、別紙5の作業等を実施できる者から選定する。

##### (2) 分析機関の選定

受託事業体は、カビ毒検査に当たりカビ毒を分析する機関（以下「分析機関」という。）を選定し、当該分析機関において、別紙4の3及び4に定める内部精度管理及び外部精度管理が行われていることを証明する書類その他の適正な分析機関を選定したことを確認できる書類を局長に提出する。

#### 2 カビ確認及びカビ毒検査の方法

##### (1) 方法

受託事業体は、別紙2のカビ確認の方法に基づきカビ確認を行うとともに、別紙3の試料の採取方法等により採取したカビ毒分析試料を用いて、別紙4のカビ毒分析の手順等によりカビ毒検査を行う。

なお、受託事業体は、(2)の手順によりカビ確認及びカビ毒検査を行い、その終了後、速やかに引渡しできるよう計画的に作業を行う。

##### (2) 手順

カビ確認等作業の手順は、カビ確認を行ってフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）に詰め替えた後に、カビ毒分析試料を採取し、カビ毒検査を行う。なお、作業の対象となる政府所有米穀の容器がフレコンの場合に限り、カビ毒分析試料を採取した後に、カビ確認を行うことができる。

#### 3 カビ確認等作業の実施等の取扱い

(1) カビ確認等作業の実施状況の整備

- ① 受託事業体は、カビ確認等作業場所におけるカビ確認等作業を行った政府所有米穀の用途、種類、包装（作業前及び作業後の包装）、作業期間及び数量（作業を行った数量、作業後の数量及びカビ状異物の混入により区分けした数量）をカビ監視担当者に記録させ、これを5年間保存しておかなければならない。

また、受託事業体は、カビ状異物の混入により区分けした政府所有米穀について、保管倉庫及び第2節第1の1に定める米穀の区分ごとに月別の発見数量を取りまとめ、局長に報告する。

- ② 受託事業体は、カビ確認等作業を行った政府所有米穀について、カビ毒分析試料の採取状況（用途、種類、ロット数量、採取場所、採取者、採取量、採取日及び送付日）、カビ毒検査の結果（分析機関、分析結果及び通知日）、引渡状況（買受者及び引渡日又は加工工場及び搬入日）等を記録し、これを5年間保存しておかなければならない。

(2) カビ毒検査の結果を踏まえた米穀の取扱い

- ① 受託事業体は、カビ毒検査の結果が次のいずれかを満たす場合に限り、当該検査ロット全体を販売等に供することができる。

ア 食品用に販売等を行う場合は、「総アフラトキシンの試験法について（平成23年8月16日付け食安発0816第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「食衛法通知」という。）に示す食品中のアフラトキシンの試験法により分析し、総アフラトキシン（アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和をいう。以下同じ。）が $10\mu\text{g}/\text{kg}$ 以下の場合。

イ 飼料用に販売等を行う場合は、食衛法通知に示す食品中のアフラトキシンの試験法により分析し、総アフラトキシンが $10\mu\text{g}/\text{kg}$ 以下で、かつ、飼料分析基準（平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費安全局長通知。以下「飼料基準」という。）に示す飼料中のゼアラレノン、デオキシニバレノール及びフモニシン（フモニシン $B_1$ 、 $B_2$ 及び $B_3$ の総和をいう。以下同じ。）の分析法により分析し、ゼアラレノン、デオキシニバレノール及びフモニシンの含有量が飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）別紙2に規定する基準値（ゼアラレノンにあつては家畜及び家きんに給与される配合飼料の基準、デオキシニバレノールにあつては家畜（反すう動物（ほ乳期のものを除く。）を除く。）及び家きんに給与される飼料の基準。）以下の場合。

- ② 受託事業体は、カビ毒検査の結果が、①以外の場合は、直ちに局長に報告し、当該検査ロットを流通不適米穀として区分けし保管管理するとともに、全量を廃棄（第6節参照）しなければならない。

(3) カビ確認等作業の実施状況の確認

受託事業体は、カビ確認等作業場所を随時点検し、適正に作業が行われていることを確認する。

(4) カビ毒検査の実施状況の確認

受託事業体は、1の(2)により選定した分析機関から定期的に、カビ毒検査に関する検量線、添加回収率及び繰り返し精度に関するデータの提出を求め、保存するとともに、年1回以上、別紙4に従って業務が行われていることを実地にて確認する。

(5) 不適切な事実が発見された場合の対応

受託事業体は、(3)及び(4)の確認の結果、不適切な事実が明らかとなった場合は、直ちに局長に報告するとともに、局長から改善事項が指示された場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

## 第2 とう精

### 1 とう精の指示

受託事業体は、第1節第5の援助用に供給するため、局長が数量及び期限を定めたとう精の指示を行った場合は、指定された米穀をとう精の上、輸出予定港まで運送する。

### 2 とう精の実施

(1) 受託事業体は、原料米穀からとう精された米穀（以下「生産精米」という。）を製造する場合は、別紙6の2のとう精の指示歩留を下回らないものとし、生産精米の規格は、別紙6の3に定める規格によるものとする。

なお、生産精米には、別紙6の4に定める生産精米の産地国情報等を包装容器に貼り付けるなどの措置を講じなければならない。

(2) 受託事業体は、次の事項に留意してとう精を行う。

- ① 原料米穀、生産精米及びその他の米穀が混合することのないよう取り扱うこと。
- ② とう精の結果、規格に適合しないものが発生した場合は、受託事業体の負担において再とう精又は再調製を行うこと。なお、当該再とう精又は再調製を行っても規格に適合しない場合は、当該生産精米の包装等に「不合格品」である旨を表示するとともに、原料米穀及び他の生産精米と混合することのないよう区分すること。

### 3 サンプルの保管

受託事業体は、とう精を行う工場において原料米穀の年産、産地、銘柄ごとに20gの生産精米のサンプルを採取し、3ヶ月間保管する。

### 4 生産精米等の運送

受託事業体は、とう精が完了した場合は、生産精米を局長が指示した輸出予定港倉庫まで運送し、当該米穀が輸出されるまで適切に保管する。

なお、「不合格品」については、発生数量を速やかに局長に報告するとともに、とう精を行う工場の最寄の倉庫へ搬入し、局長からその取扱いについて指示を受けるまで、第2節に基づき適切に管理する。

## 第3 備蓄用精米加工及び備蓄用アルファ化米加工

### 1 備蓄用精米加工及び備蓄用アルファ化米加工に係る指示

受託事業体は、別途局長が指定する国内産米穀について、精米形態、アルファ化米形態での保管に充てるため、局長が数量及び期限を定めた備蓄用精米加工又は備蓄用アルファ化米加工に係る指示に従い、当該米穀から備蓄用精米又は備蓄用アルファ化米を製造する。

### 2 備蓄用精米加工及び備蓄用アルファ化米加工の実施

- (1) 受託事業体は、備蓄用精米又は備蓄用アルファ化米を製造する場合は、備蓄用精米については別紙7-1、備蓄用アルファ化米については別紙7-2に定める要件に基づき製造するものとする。
- (2) 受託事業体は、別途局長が指示する方法で備蓄用精米加工又は備蓄用アルファ化米加工を行う。その際、次の事項に留意するものとする。
  - ① 備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米ともに製品に原料米穀及びその他の米穀が混合することのないよう取り扱うこと。
  - ② 備蓄用精米加工及び備蓄用アルファ化米加工の結果、別紙7-1の2又は別紙7-2の2に定める要件に適合しないものが発生した場合は、受託事業体の負担において再度加工又は再調製を行うこと。なお、当該再調製等を行っても要件に適合しない場合は、当該製品の包装等に「不合格品」である旨を表示するとともに、不合格品の製品が原料米穀及び他の製品と混合することのないよう区分すること。

### 3 備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米の運送

受託事業体は、備蓄用精米加工及び備蓄用アルファ化米加工が完了した場合は、第2節第3の備蓄用精米又は備蓄用アルファ化米を保管する倉庫まで運送し、当該製品が出庫されるまで適切に保管する。

なお、「不合格品」については、発生数量を速やかに局長に報告するとともに、備蓄用精米加工及び備蓄用アルファ化米加工を行う工場の最寄の倉庫へ搬入し、局長からその取扱いについて指示を受けるまで、第2節に基づき適切に管理する。

### 4 備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米の保管・管理

受託事業体は、第5節第3の1及び2のほか、次の事項に留意して備蓄用精米（カビ確認等作業を行ったものを除く。）及び備蓄用アルファ化米の保管・管理を行う。

- (1) 複数の倉庫に分けて管理する等、事故等が生じた場合に全ての備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米が破損等しないようにすること。
- (2) 備蓄用精米については、ポリエチレン等の袋に袋詰めして保管、備蓄用アルファ化米については、アルミ等の包材を使用した個食タイプを段ボールに詰めて保管することを念頭に置き、荷崩れ等で破損しないように留意するとともに、一定の単位で二重包装する等、包装の表面が汚損しないようにすること。
- (3) 備蓄用アルファ化米の倉庫での保管については、加工業者が指定する積み上げる際の段ボール上限段数を超過しないこと。また、段ボールの強度が損なわれないよう湿度の高い場所には保管しないようにすること。

## 第4 学校給食用等政府備蓄米交付要領第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役

### 1 発送荷役の手続

受託事業体は、備蓄米交付要領第8に基づく引渡しを行う場合であって、当該交付対象者が運送による引渡しを希望する場合は、対象となる米穀を玄米又は精米30kgを1梱包として、包装の破損や表面に汚損がないことを確認の上、はい出し、梱包、送り状の依頼主欄記載及び添付を行い、運送業者に送料を支払い、交付先が指定する住所に発送するものとする。

### 2 発送荷役の確認

受託事業体は、当該交付対象者への発送荷役について、送り状の写し等の書類により発送荷役が行われたことを確認する。

### 3 不適切な事実が発見された場合の対応

受託事業体は、2の確認の結果、不適切な事実が明らかとなった場合は、直ちに局長に報告するとともに、局長から改善事項が指示された場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

## 第5節 政府所有米穀の品質管理等

### 第1 品質管理等の取扱い

受託事業体は、販売等業務の各業務において、第3の品質管理等の要件を確保するため、安全及び異常の有無の確認を行い、流通不適米穀が発生しないよう政府所有米穀を適切に管理しなければならない。

### 第2 品質管理簿等の保存

受託事業体は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条に規定する取引等の記録、第5条に規定する搬出、搬入等の記録及び第7条に規定する食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを5年間保存する。

### 第3 品質管理等の要件

受託事業体は、以下に留意して販売等業務に係る品質管理を行う。

- 1 破袋、汚損、水濡れ、カビ、異臭、貯穀害虫、鼠害等の被害を生じさせないこと。
- 2 低温保管又はこれと同等以上の米穀の安全及び品質の保持の効果がある方法により保管するとともに、出庫時に外気との温度差による結露等が生じないようにすること。  
なお、備蓄用アルファ化米については、原則として常温で保管するものとするが、低温保管することを妨げるものではない。
- 3 以下に留意して運送を行うこと。
  - ① 品質保持、安全性に配慮し、的確、迅速、清潔、誠実に行うこと。
  - ② 必要に応じて冷蔵設備のある輸送手段により運送を行うこと。
  - ③ 第2節第1に定める米穀の区分に相違を来さないようにするとともに、運送中の事故、盗難等の発生防止に努めること。
  - ④ 水濡れ、汚損等の発生防止に万全の措置を行うこと。
  - ⑤ 倉庫等からの出庫時において、原則として政府所有米穀の計量（看貫）を行うとともに、カビ等による包装の汚損の有無の確認を行うこと。
  - ⑥ 米穀以外のものと積合せによる運送を行う場合は、米穀の品質、安全性に影響を与えるもの（危険物等）との混載は行わないこと。
  - ⑦ 運送に使用する車両、コンテナ等が当該米穀の運送に使用する以前の貨物の影響により米穀の品質、安全性に影響を与えないことを確認すること。

- 4 政府所有米穀の販売等を行う場合は、カビ確認及びカビ毒検査を行い、食品衛生法又は飼料安全法に照らして問題がないことを確認すること。  
ただし、援助用、工業用、サンプル用その他局長が別途指示するときは、供給先からカビ確認及びカビ毒検査の要請がある場合を除き、この限りでない。
- 5 米穀に品質の変化又は異常等が発生した場合は、他の米穀に被害が拡大しないよう区分けし、流通不適米穀が発生した場合は、局長の指示により廃棄処理を行うこと。
- 6 買受者に対し、別紙8の「米の取扱注意事項」を周知すること。
- 7 受託事業体は、製品の異常の有無を確認できるよう備蓄用アルファ化米加工業者に対し、納品した備蓄用アルファ化米のサンプルを賞味期限が切れるまで保管させること。

#### 第4 品質の確認及び対応

##### 1 品質の確認等

- (1) 受託事業体は、政府所有米穀の品質確認のための試料（備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米を除く。以下「品質確認用試料」という。）を採取することができる。この場合は、1試料当たりの採取量を概ね20gとし、量目欠減が生じないように採取する。  
なお、品質確認用試料は、譲渡してはならない。また、局長から品質確認用試料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 受託事業体は、局長からの指示に基づき政府所有米穀の品質確認調査を実施する。

##### 2 異常時の対応

- (1) 受託事業体は、管理する政府所有米穀に品質の変化、異常等を発見した場合は、直ちに当該米穀の状況を調査し、局長に報告して指示を受ける。
- (2) 受託事業体は、局長の指示を踏まえ、品質の変化、異常等が確認された政府所有米穀について、他の政府所有米穀に被害が拡大しないよう、包装容器（紙袋、樹脂袋、フレコン等）単位で区分けする。このうち、カビ状異物が混入したものについては、別紙2の8の措置を講ずる。
- (3) 受託事業体は、食品用として販売等を行った政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに当該米穀所在地の管轄保健所にその旨を通報し、その指示に従うとともに、速やかに局長に報告する。  
また、飼料用として販売等を行った政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が飼料安全法に基づく基準に違反した又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに独立行政法人農林水産消費安全技術センターにその旨を通報し、その指示に従うとともに、速やかに局長に報告する。
- (4) 受託事業体は、品質の変化、異常等の発生により区分けした政府所有米穀（政府所有米穀の販売等に伴うカビ確認の結果、カビ状異物の混入により区分けした政府所有米穀を除く。）について、品質の変化又は異常等の発生の原因を調査し、被害の発生原因、区分け理由別の数量、再発防止策等を記載した報告書を作成し、速やかに局長に提出するとともに、当該再発防止策を講ずる。

#### 第6節 廃棄物の処理

## 第1 流通不適米穀

### 1 廃棄処理の手続

- (1) 受託事業体は、流通不適米穀について、局長から物品管理法（昭和31年法律第113号）第27条に基づく不用決定の通知を受けた場合は、当該米穀を保管する倉庫が所在する地方自治体と協議の上、廃掃法第6条の2第6項又は第11条第1項に基づき廃棄処理を行う。
- (2) 受託事業体は、(1)の協議終了後、原則として廃棄処理予定日の2週間前までに廃棄処理を行う日時及び場所（以下「廃棄計画」という。）について、局長に報告する。なお、廃棄計画に変更が生じた場合は、変更内容についてその都度報告を行う。
- (3) 受託事業体は、計量伝票等（処理日時、搬入場所、搬入数量等が明記されたもの。）その他の廃棄処理に係る証拠書類（以下「証拠書類」という。）については、廃棄処理を完了した日から5年間保存しなければならない。

### 2 廃棄処理の確認及び報告

- (1) 受託事業体は、廃棄処理を行うに当たり、保管倉庫、廃棄物処理施設等における立会確認を行うとともに、帳簿上の記録及び証拠書類を突合することなどにより、流通不適米穀の処理が確実に行われたことを確認する。
- (2) 受託事業体は、(1)の確認の結果、不適切な事実が明らかとなった場合は、直ちに局長に報告するとともに、局長から改善事項が指示された場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。
- (3) 受託事業体は、廃棄処理が完了した場合は、流通不適米穀に係る処理に関する報告書を速やかに局長に提出する。

## 第2 空包装等

### 1 廃棄処理の手続

受託事業体は、空包装等について、廃掃法第6条の2第6項又は第11条第1項に基づき廃棄処理を行う。

ただし、受託事業体は、資源回収業者等（空包装等を再利用する業者をいう。以下同じ。）に、再利用の目的以外での利用及び不法投棄を行わないこと並びに農産物検査法（昭和26年法律第144号）第13条第3項の規定に基づく表示の除去又は抹消を行うことを条件として、空包装等を譲渡することができる。

### 2 廃棄処理の確認及び報告

- (1) 受託事業体は、空包装等の処理について、産業廃棄物管理票（廃掃法第12条の3第1項に規定する管理票をいう。）等の書類により廃棄処理が行われたことを確認する。なお、当該書類については、廃棄処理を完了した日から5年間保存しなければならない。
- (2) 受託事業体は、(1)の確認の結果、不適切な事実が明らかとなった場合は、直ちに局長に報告するとともに、局長から改善事項が指示された場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。
- (3) 受託事業体は、空包装等の廃棄処理が完了した場合は、速やかに空包装に係る処理に関する報告書を局長に提出する。

- (4) 1のただし書の規定により空包装等を譲渡する場合は、受託事業者は、資源回収業者等の名称、当該資源回収業者等が行う再利用の目的及び当該資源回収業者等に譲渡する数量を台帳に記録し、局長に提出する。

## 第7節 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置

### 第1 基本指針に即した措置

受託事業者は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成24年法律第82号）第8条第1項の規定に基づき策定されたカネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針に定められた事項を実施するため、局長が企画した次の事業について、カネミ倉庫株式会社（以下「カネミ倉庫」という。）による新たな倉庫の活用のための取組の支援、政府所有米穀の保管業務の委託その他当該事業の実施に必要な措置を講じなければならない。

#### 1 カネミ倉庫所有の倉庫への保管委託事業

カネミ倉庫が大阪府大阪市及び福岡県北九州市において所有する倉庫の有効活用を図るため、受託事業者が、自ら又は第三者を通じて政府所有米穀の保管業務をカネミ倉庫に委託することにより、カネミ倉庫の保管料等収入の確保を図る事業

#### 2 援助用、飼料用等原料米穀の保管業務委託事業

政府所有米穀の保管業務の委託を通じたカネミ倉庫の事業拡大を図るため、受託事業者が援助用又は加工原材料用・飼料用等に仕向ける政府所有米穀の保管業務を、カネミ倉庫を通じ、他の保管業者に委託することにより、カネミ倉庫の当該委託業務に係る事業収入の確保を図る事業

### 第2 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置に係る販売等業務の委託

受託事業者は、第1の措置を的確に履行するため、販売等業務の一部を、自ら又は第三者を通じて、カネミ倉庫に委託しなければならない。

### 第3 局長の指示による運送

受託事業者は、第1の措置を講ずるに当たって、他の倉庫からカネミ倉庫所有の倉庫又はカネミ倉庫が政府所有米穀を寄託している保管業者の倉庫への庫移しを行う場合その他第1に掲げる事業の実施のために政府所有米穀を運送する必要がある場合は、局長の指示に従い、運送を行わなければならない。

### 第4 実績報告

1 受託事業者は、カネミ倉庫の保管料収入額等報告書を毎月作成し、翌月20日までに局長に報告しなければならない。ただし、局長から報告時期の変更について指示があった場合は、当該指示に従い、報告しなければならない。

2 受託事業者は、前項の報告書の内容変更及び資料の追加について、局長から指示があった場合は、当該指示に従い、報告しなければならない。

## 第8節 販売等業務の実施状況の確認

### 第1 実施状況の確認

受託事業体は、保管業務、運送業務、カビ確認等作業業務、とう精業務、備蓄用精米加工業務、備蓄用アルファ化米加工業務及び廃棄物（販売等を行うことができない米穀）の処理業務が適正に実施されているかの実施状況の確認（以下「確認業務」という。）について、局長が選定する第三者機関に委託しなければならない。また、必要に応じて自己による確認を実施するものとする。

### 第2 確認業務委員会の設置

受託事業体は、確認業務の実施に当たり、効果的かつ効率的な実施の観点から、他の受託事業体と協力して別紙9-1に定める「確認業務委員会」を設置するとともに当該委員会に参加しなければならない。また、確認業務委員会を設置した際は、当該委員会に関する規程及び委員の名簿を局長に届け出るものとする。

### 第3 確認業務計画の作成

- 1 受託事業体は、毎年度、確認業務委員会において、当年7月1日から翌年6月30日までの確認業務計画を策定し、原則として当年6月30日までに局長の承認を受けなければならない。
- 2 確認業務計画は次に掲げる事項を規定するものとする。
  - (1) 確認項目（チェックリスト）
  - (2) 確認手法（業務の仕様）
  - (3) 業務実施者ごとの確認計画（時期・総件数）
  - (4) 経費の請求方法
- 3 受託事業体は、確認業務計画に変更があった場合は、変更理由及び変更箇所を明らかにした上で、改めて局長の承認を受けるものとする。

### 第4 第三者機関の選定

- 1 受託事業体は、確認業務委員会において、第三者機関の募集方法を取り決めた上で、局長の承認を受けた確認業務計画に基づき、確認業務を委託する第三者機関を広く募り、別紙9-2に定める選定要件を満たす第三者機関の候補となる者（以下「候補者」という。）を原則として複数者選び、履行能力、資力、信用、単価の適正等の評価の指標となる資料を添えて局長に提示する。
- 2 局長は、前項に基づき受託事業体から提示された候補者について、履行能力、資力、信用、単価の適正性等の評価を行い、第三者機関を選定するとともに、選定結果を受託事業体に通知する。

### 第5 契約の締結

受託事業体は、局長が選定した第三者機関と別紙9-3に定める約定事項、別紙9-4の確認業務の仕様及び局長の承認を受けた確認業務計画等の内容を含めた契約を締結する。

#### 第6 確認業務結果の報告

受託事業体は、確認業務を実施した結果を確認実施月の翌月20日までに局長に報告する。また、当該報告以外に業務の実施状況について局長に報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

#### 第7 不適切な事実が発見された場合の対応

受託事業体は、確認業務の結果、業務実施者が業務方法書に違反して業務を実施している等不適切な事実が発見された場合、その内容を直ちに局長に報告し、局長から改善を指示された事項については、速やかに改善措置を講じなければならない。

#### 第8 第三者機関が行う確認業務の実施状況の確認

受託事業体は、第6の確認業務結果の報告に当たり、第三者機関業務の履行状況及び経費の支出状況について確認する。

### 第9節 情報管理（販売等業務に係る局長への情報提供等）

#### 第1 実績報告及び情報の提供

- 1 受託事業体は、販売等業務の実施により作成された別紙10「報告書一覧表」に掲げる各種報告書を整理し局長に報告するとともに、当該報告内容を電子化して局長に提出する。
- 2 受託事業体は、別紙10の報告書に関する情報の内容に追加、変更又は削除の必要が生じた場合は、速やかに対処する。
- 3 受託事業体は、別紙10の報告書のほか、局長が別途指示する情報を電子化して局長に提出する。

#### 第2 電子化した情報の提供方法

- 1 受託事業体は、局長に対する電子化した情報の提出について、電子媒体（CD-R、DVD-R、USBメモリ等の外部電磁的記録媒体のほか、電子メールを含む。以下同じ。）を用いて行う。ただし、第3の1により政府システムを利用する場合は、この限りでない。
- 2 電子化した情報の記録形式は局長が別途指示するものとし、電子媒体による具体的な提供方法については、局長と協議の上決定する。
- 3 受託事業体は、局長に提出する電子媒体が、コンピュータウイルス等に感染していないことを確認した上で提供する。

#### 第3 情報システムの活用

- 1 受託事業者が次の全てを満たす場合及び受託事業者を除く業務実施者が次の(1)及び(3)を満たす場合は、販売等業務に係る情報管理のために政府システムを利用することができる。
  - (1) 政府システムは、政府所有米麦情報管理システム運用要領（平成19年3月30日付け18総合第1845号総合食料局長通知）別紙に定める政府所有米麦情報管理システム利用規約に従い利用することとし、政府システムの操作については、局長の指示に従うこと。
  - (2) 販売等業務に係る情報の整合性を確保し、必要に応じて政府システムを利用する者（買受資格者及び、受託事業者を除く業務実施者をいう。）に対する操作指導を行うとともに、登録されたデータを確認し、修正等の必要な措置を講じること。
  - (3) 自己の責任において政府システムの利用を行うこと。
- 2 受託事業者は、販売等業務に係る情報管理のために独自の情報処理システムを構築する場合は、当該システムの開発スケジュール（システムテスト及び試験運用期間を含む。）を提示しなければならない。

なお、受託事業者は、独自システムを構築する際には、政府システムとの互換性を図るため、データレイアウトや、コードの統一化等を行うものとする。

#### 第4 情報セキュリティ対策

- 1 情報セキュリティ管理システムの確立

受託事業者は、ISO（国際標準化機構）27001の認証取得事業者若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかであるか、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを確立させなければならない。
- 2 情報セキュリティの確保
  - (1) 局長は、販売等業務の遂行に当たって、業務実施者に対し、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群、農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年3月31日付け農林水産省訓令第4号）及び政府所有米麦情報管理システムセキュリティ対策マニュアル（平成27年11月27日付け事務連絡 政策統括官付貿易業務課長）等、情報セキュリティに関する説明を行う。業務実施者は説明内容を遵守する。
  - (2) 業務実施者は、販売等業務を履行する上で、政府システムの利用により知り得たシステム構成、セキュリティ管理方法等については、契約終了後も外部に漏らしてはならない。
- 3 個人情報の取扱いに関する事項

受託事業者は、販売等業務を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、個人情報（個人情報保護法第2条に規定する個人情報をいう。）の漏えいが疑われる事案が明らかになった場合は、直ちに被害の拡大防止のため必要な措置を講ずるとともに、発生した事案の概要、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに局長に報告する。
- 4 受託事業者の瑕疵により生じた損害の対応について

受託事業者の瑕疵により発生した以下の損害については、全て受託事業者の責において、局長又は他の受託事業者等への損害賠償等の対応を誠実に行う。

- (1) コンピュータウイルスに感染した電子媒体を提供したことが原因で、農林水産省の情報システムを停止するなどの重大な影響を与えた場合の復旧に要する損害
- (2) 不正アクセスが原因で政府システムを停止させたことにより生じた損害
- (3) 2及び3に係る情報漏えいが原因で発生した被害により生じた損害

## 第10節 その他

### 第1 電磁的記録による作成

この仕様書（別紙1から別紙10を含む。）に基づき作成する帳簿、記録等（政府所有米穀の販売等業務委託契約書に基づく請求書に添付するものを除く。）は、電磁的記録で作成することを妨げない。

### 第2 環境関係法令の遵守及び法令遵守以外の事項

- 1 受託事業体及び業務実施者は、販売等業務の実施に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。
  - (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
  - (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
  - (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
  - (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
  - (6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 2 受託事業体及び業務実施者は、販売等業務の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。また、本契約の終了時に、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書（別添様式）として提出すること。なお、提出にあたっては、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、(1)～(5)の各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
  - (1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
  - (2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
  - (3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
  - (4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
  - (5) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 別紙1 保管マニュアルの記載事項

※ 労働安全の確保等の政府所有米穀の品質・安全の確保に関する事以外については、保管マニュアルの作成に当たり、保管倉庫業者の判断で、適宜付加することができる。

### 1 保管マニュアルの実施体制に関する事項

#### (1) 管理者の職務

- ① 保管マニュアルの遵守を確実にするための管理の責任及び権限が、適格な管理職級にある者に割り当てられ、そのことを明確に規定しなければならない。
- ② 適格な職級にある者に①の管理者を補佐させる場合は、当該補佐する者の責任及び権限の範囲を明確に規定しなければならない。

#### (2) 業務従事者の職務等

各部門における、この保管マニュアルに係る業務に従事する者の具体的責任、職務内容を明確に規定しなければならない。

また、(1)の管理者及び上記業務従事者の責任、権限及び職務の概要を記載した組織図を作成し、この保管マニュアルに添付することを規定しなければならない。

この組織図に変更があった場合は、速やかに修正することを規定しなければならない。

#### (3) 緊急連絡体制の整備

地方農政局等及び受託事業者等の緊急時の連絡先を整理し、管理者（管理者を補佐する者を含む。(3)及び2において同じ。）及び業務従事者が、これを常時携行することを規定しなければならない。

この緊急時の連絡先は、保管マニュアルに添付するとともに、見やすい場所に掲示することを規定しなければならない。

また、管理者及び業務従事者の緊急連絡網を整備し、管理者及び業務従事者が常時携行することを規定するとともに、この保管マニュアルに添付することを規定しなければならない。

### 2 緊急時の対応

(1) 管理者及び業務従事者は、以下に該当する場合は、直ちに地方農政局等及び受託事業体に連絡することを規定しなければならない。

- ① 政府所有米穀にカビの発生等の異常を発見した場合
- ② 政府所有米穀に品質変化のおそれがある場合
- ③ 荷崩れ等の事故及び乱破袋等が発生した場合
- ④ 地震、水害等の災害及び火災が発生した場合
- ⑤ このマニュアルの実施体制が維持できない場合及び保管業務を実施することが困難になった場合
- ⑥ その他政府所有米穀の品質の保持及び安全の確保に支障が生じるおそれがある場合

(2) 管理者及び業務従事者は、地方農政局等及び受託事業者の指示に従って、管理者の指揮の下、被害の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じることを規定しなければならない。

(3) 管理者は、(1)のその後の状況及び(2)に基づき講じた措置の内容を地方農政局等及び受託事業体に逐次報告することを規定しなければならない。

### 3 保管管理業務計画の策定

6以下の規定を踏まえて、清掃、倉庫の点検整備、品質確認等の保管管理業務について、年間の保管管理業務計画を策定することを規定するとともに、必要に応じて見直すことを規定しなければならない。なお、保管管理業務計画には温湿度計、穀温計等の点検時期、倉庫の屋根、床、壁等の亀裂、剥離等の損傷、冷却機等の設備の異常や故障、漏電等がないかの点検時期、倉庫及び倉庫周辺の清掃の時期、防火設備、消火器具、火災警報器の定期の法定点検の時期、防火訓練の実施時期、非常警報機等の防犯設備の定期点検時期、品質の確認を行う時期、10の(1)の保管管理業務の実施状況の確認時期、10の(2)の内部監査等の実施時期等を規定するものとする。

管理者は、業務従事者にこの保管管理業務計画を示し、この計画に従って適切に保管管理業務が実施されるよう必要な指示を行うべきことを規定しなければならない。

### 4 入庫準備

#### (1) 倉庫の点検整備

- ① 政府所有米穀を入庫する箇所の床、壁の亀裂、穴、剥離等の損傷がないか点検し、補修等の措置を講じることを規定しなければならない。
- ② 点検に当たって、点検する箇所と点検方法を定め、チェックリストを作成するなどして、点検が確実に行われるよう点検の手順を規定しなければならない。
- ③ 補修、修理等に当たって、6の(4)の③と同様に行うことを規定しなければならない。

#### (2) 入庫前の倉庫の清掃

入庫の前に倉庫の床、内壁等の清掃を行うことを規定しなければならない。

清掃に当たって、清掃する箇所と清掃方法を定め、チェックリストを作成するなどして、清掃が確実に行われるよう清掃の手順を規定しなければならない。

#### (3) 下敷き材料の点検整備

下敷き材料は、清潔で、十分に乾燥していること、破損、汚れ、カビ、害虫がないことを確認した上で、使用することを規定しなければならない。

また、上記の確認の項目、方法、結果を記録しておくことを規定しなければならない。

#### (4) 下敷き材料の使用

下敷き材料の種類ごとに使用方法を規定しなければならない。

#### (5) 管理器具の点検整備

入庫に当たって、6の(3)の④の温湿度計等の整備の基準に基づき、必要な数を確保し、これを点検し、必要な校正等を行うとともに、点検の結果について、記録しておくことを規定しなければならない。

#### (6) 入庫前の倉庫の空くん蒸

入庫前（同一倉庫内で既に政府所有米穀が保管されている場合を除く。）に倉庫の空くん蒸を行う場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の関係法令に基づき使用方法等を遵守することを規定しなければならない。

倉庫の空くん蒸を実施した場合は、管理日誌等に施工者等を記録することを規定しなければならない。

## 5 入庫時の品質確認等

(1) 政府所有米穀の入庫時に、以下の事項を確認することを規定しなければならない。

① 米穀については、送り状等に記載された種類、産年、産地、銘柄、等級、包装、量目、数量等と相違はないか

備蓄用アルファ化米については、送り状等に記載された品名（白飯）、数量等に相違がないか、段ボールに記載された賞味期限が同一の時期となっているか

② 包装の表面に汚れや、変色、貯穀害虫による穿孔等はないか

③ 国内産米の検査証明等の表示や押印の欠落はないか（備蓄用精米及び備蓄米用アルファ化米は除く。）

④ 水濡れ、カビ及びその痕跡はないか

⑤ 包装（備蓄用アルファ化米の場合は、段ボール）の破損はないか

(2) 政府所有米穀の入庫時又ははい付け前に、試料を採取し（備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米を除く。）、品質の確認を行うことを規定しなければならない。

試料の採取については、試料の抽出方法（試料採取点数（抽出率）、試料採取箇所等）及び7の(2)に準拠することを規定するとともに、試料の取扱いについては、7の(4)に準拠することを規定しなければならない。

また、この品質確認用の試料のうち水分の測定を行う試料の点数又は抽出率を規定し、水分に異常がないか及び水分の規格の範囲内かを確認することを規定しなければならない。

(3) 政府所有米穀（備蓄用アルファ化米は除く。）の入庫時又ははい付け前に、米穀の重量を計測することを規定しなければならない。

重量の計測については、計測を行う個袋の数又は抽出率を規定しなければならない。

(4) 入庫時には、入庫した日の天気、入庫した政府所有米穀を運送した運送業者名、運転者、トラック及びコンテナのナンバー、トラックの型、運送の状況（下敷きの有無及び種類、下敷き又は荷台の水濡れや汚れの有無、異臭の有無）を確認することを規定しなければならない。

(5) (1)から(4)までの確認において異常が発見された場合は、2により、直ちに地方農政局等及び受託事業体に連絡することを規定しなければならない。

(6) (1)から(3)までの入庫時の確認の結果については、これを記録紙に記録するとともに、(4)の入庫時の状況を送り状の写し又は記録紙に記録して保存しておくことを規定しなければならない。

## 6 保管管理業務の実施

(1) ロットの構成

政府所有米穀の管理区分に従ってロットを構成することを規定しなければならない。

また、政府所有米穀を保管する倉庫（倉番）においては、原則として米穀以外（備蓄用アルファ化米については、食品以外）は保管しないことを規定しなければならない。

政府所有米穀（備蓄用アルファ化米を除く。）について、やむを得ず米穀以外のものと混蔵する場合であっても、食品衛生上問題となる可能性のある物質を含むもの、特有の臭いのあるもの、倉庫の床等を汚染する可能性のあるもの、多くの水分を含有しているなど庫内の湿度に影響を及ぼす可能性があるものとは混蔵しないことを規定しなければならない。

(2) はい付け方法

各倉庫の構造、面積、天井又は梁までの高さ、冷却機の性能、冷却機及び通気ダクトの配置、冷気が噴き出す方向、荷役機械（フォークリフト等）の性能、下敷き材料及びパレットの種類等を踏まえ、倉庫内の空気の滞留、床面からの吸湿、荷崩れ等の品質管理上の悪影響がないよう以下の事項を規定しなければならない。

- ① 通路のとり方
- ② 通路の幅
- ③ 壁等とはいとの間隔
- ④ 下敷き材料の使い方
- ⑤ はい型
- ⑥ はいの高さ（段数）（備蓄用アルファ化米は、段ボールを積み上げる際の上限数量を超えないこと）
- ⑦ 収容力（トン数）

(3) 穀温及び倉庫内温湿度の管理

① 管理基準

穀温及び倉庫内の温湿度の管理基準を規定しなければならない。

政府所有米穀（備蓄用アルファ化米を除く。）を低温保管する場合は、以下の基準を規定しなければならない。また、備蓄用アルファ化米は、直射日光、高温多湿を避けて保存しなければならない。

ア 穀温を常時摂氏 15 度以下に保持すること。

イ 穀温を常時摂氏 15 度以下に保持するため、倉庫内の温度を摂氏 15 度以下とすること。

ウ 倉庫内の相対湿度は、60 パーセントから 65 パーセントまでの範囲内に保持することを目標とすること。

エ 倉庫内の相対湿度が 70 パーセントを超える場合は、直ちに除湿する措置を講じること。

オ 倉庫内の相対湿度が 60 パーセント未満の低湿度となっても急速に湿度を上昇させる必要はなく、極力加湿機は使用しないこと。

② 穀温及び倉庫内外の温湿度の測定及び記録

①の管理基準に適合した保管を行うため、原則毎日、定時に穀温及び倉庫内外の温湿度を測定し、管理日誌等に記録することとし、測定する時間を規定しなければならない。

③ 倉庫内の温湿度の調整

ア ②の測定結果が①の管理基準に適合しない場合の倉庫内の温湿度の調整について、倉庫の設備の実態等を踏まえて測定の結果に応じた温湿度の調整方法を規定しなければならない。

政府所有米穀（備蓄用アルファ化米を除く）を低温保管する場合は、以下の場合の調整方法を規定しなければならない。

(ア) 穀温が常時摂氏15度を超えた場合の調整方法

(イ) 倉庫内の温度が摂氏15度を超えた場合の調整方法

(ウ) 倉庫内の相対湿度が60パーセントから65パーセントまでの範囲内に保持されていない場合の調整方法

(エ) 倉庫内の相対湿度が70パーセントを超え、直ちに除湿する必要がある場合の調整方法

(オ) 倉庫内の相対湿度が60パーセント未満の低湿度となった場合の調整を行う湿度の目安と調整方法

イ アのほか倉庫内の温湿度の調整を行うべき場合があれば、倉庫の設備の実態等を踏まえて温湿度の調整方法を規定しておくことが望ましい。

ウ ア及びイの温湿度の調整を行った場合は、倉庫内の温湿度の変化を監視し、その経過を管理日誌等に記録しておくことを規定しなければならない。

エ ア及びイの温湿度の調整を行った場合は、温湿度の調整のための措置の内容及び調整の結果を管理日誌等に記録しておくことを規定しなければならない。

#### ④ 温湿度計等の整備

ア 倉庫の広さや、冷気が吹き出す方向等を踏まえ、倉庫内の状況が適切に把握できるよう、温湿度計、穀温計等の管理器具を設置する数、設置する位置等の基準を規定しなければならない。

イ 温湿度計、穀温計、米穀の水分測定装置（水分計）、計量器（秤）等の管理器具は、その種類等を踏まえ、点検する時期を規定し、点検の結果を踏まえて必要な校正（精度管理）を行うことを規定しなければならない。

また、この点検及び校正を行った場合は、管理日誌等に記録しておくことを規定しなければならない。

#### (4) 倉庫の点検整備

① 倉庫の屋根、床、壁等の亀裂、剥離等の損傷、冷却機等の設備の異常や故障、漏電等がないか点検し、補修、修理等の措置を講じることを規定しなければならない。

② 点検に当たって、点検箇所、点検する時期及び点検方法を定め、チェックリストを作成するなどして、点検が確実に行われるよう点検の手順を規定しなければならない。

また、降雨時に雨漏れの有無や台風、地震等の時に倉庫の損傷の有無を確認するなど、上記の他随時点検する事項、方法を規定しなければならない。

③ 補修、修理等に当たって、補修、修理等を要する箇所と状態を倉庫設備の維持・管理の責任を負う者に報告し、その指示の下で適切に補修等が行われるよう規定しなければならない。

また、速やかに補修、修理等を行うことができるよう、補修、修理等を依頼する専門業者のリストを作成し、保管マニュアルに添付することを規定しておくことが望ましい。

#### (5) 倉庫の5 S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の徹底

貯穀害虫及び鼠による被害等を防止するため、定期的に倉庫内及び倉庫周辺の整理・整頓・清掃を行うとともに、倉庫内を清潔に保ち、これを習慣づけることを規定しなければならない。

清掃に当たって、清掃の時期、清掃する箇所と清掃方法を定め、チェックリストを作成するなどして、清掃が確実に行われるよう清掃の手順を規定しなければならない。

(6) 貯穀害虫、鼠害の防止

① 貯穀害虫及び鼠の発生状況を監視し、その結果を管理日誌等に記録することを規定しなければならない。

また、貯穀害虫及び鼠の発生を監視するためのトラップ等の使用について、設置箇所等を規定しなければならない。

加えて、ラットサインを見逃さないよう注意すべき点を規定しなければならない。

ア 糞、尿の臭い

イ 足跡

ウ 壁の汚れ等通路の痕跡

エ かじり跡

等

② 貯穀害虫及び鼠のまん延と被害発生の防止のための措置について、その実施方法等を具体的に規定しなければならない。

ア 貯穀害虫の発生源となる塵の除去等清掃の励行

倉庫の角や壁と床の継ぎ目等の特に注意すべき箇所を規定

イ 鼠捕獲用の粘着シート、捕獲器の設置と交換、点検

これらの設置場所と交換、点検の時期を規定

ウ 倉庫内外を整理・整頓し、貯穀害虫や鼠の生息場所となるものの除去

エ 排水溝の清掃や倉庫周辺の樹木の剪定、除草

オ 貯穀害虫の棲家となる壁や床の亀裂や穴の有無の点検と補修

カ 倉庫内外を点検し、鼠の侵入口の点検、補修

等

③ 薬剤の使用は、必要最小限に止め、使用する場合は、農薬取締法等の関係法令に基づき使用方法等を遵守すること。

薬剤を使用する場合は、使用方法を記載した文書等を保存するとともに、使用量や使用箇所を管理日誌等に記録することを規定しなければならない。

また、米穀の包装に付着して、汚染することがないように特に注意することを規定しなければならない。

④ 政府所有米穀のくん蒸（倉庫の空くん蒸を除く。）は原則として行わない。やむを得ずくん蒸を行う場合は、地方農政局等に連絡し、許可を得なければ行わないことを規定しなければならない。

⑤ 薬剤を保管する場合は、政府所有米穀と隔離し、施錠できる保管庫で適切に管理すること。

保管場所と管理責任者を指定し、保管する薬剤ごとに在庫量・使用量等を記録する管理簿を備え付けることを規定しなければならない。

(7) 防火

- ① 防火設備、消火器具、火災警報器は定期の法定点検を実施し、管轄区域の消防署へ点検結果を報告することとし、点検項目と点検時期を規定しなければならない。
  - ② 防火設備の点検を依頼する業者のリストを作成し、保管マニュアルに添付しておくよう規定することが望ましい。
  - ③ 消火器具の配置、使用方法の周知等を図るため防火訓練を実施することとし、訓練の実施時期及び回数を規定するとともに、実施した状況は管理日誌等に記録することを規定しなければならない。
- (8) 盗難防止
- ① 非常警報機等の防犯設備は、定期的に点検することとし、点検項目と点検時期を規定しなければならない。
  - ② 非常警報機等の防犯設備の点検を依頼する業者のリストを作成し、保管マニュアルに添付しておくよう規定することが望ましい。
  - ③ 警備保障会社に警備を委託する場合は、その業務内容を明確にしておくよう規定しなければならない。
- (9) 災害への対応
- 台風等による水害など、災害の発生が懸念される場合は、扉の前に土嚢を積む等の措置を講じて、被害の防止に努めることを規定しなければならない。

## 7 保管米穀の品質確認

- (1) 原則毎日、倉庫の見回りを行い、6に規定する保管管理業務の実施と合わせて、保管中の政府所有米穀について穀温異常、汚損、かび、異臭、貯穀害虫の発生、鼠害、米穀の脱漏の発生等がないことを確認することを規定しなければならない。

この確認においては、倉庫に入った時の臭気（かび臭、鼠の糞尿臭等）、庫内の空気の冷たさや湿り気、はい表面、床等の湿り気、異常な音等に注意を払うとともに、はいの表面等に異常がないか注意して目視することを規定しなければならない。
- (2) 政府所有米穀（備蓄用精米及び備蓄用アルファ化米を除く。）の異常や品質劣化がないことを確認するため、定期的に試料を採取して、品質確認を行うとともに、米穀の水分を測定し、米穀の重量を計測することを規定しなければならない。

品質確認については、実施する時期、試料の抽出方法（試料採取点数又は抽出率、試料採取箇所等）、水分の測定及び重量の計測を行う個袋の数又は抽出率を規定しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の確認の結果については、管理日誌、管理業務記録簿その他の管理業務の実施状況を記録する帳簿（以下「管理日誌等」という。）に記録することを規定しなければならない。
- (4) 政府所有米穀から品質確認用試料を採取する場合は、1試料採取箇所当たりの試料採取量を概ね20gとし、量目欠減を生じさせないように採取することを規定しなければならない。

ただし、量目に影響を与えるおそれがあると思われる場合は、必ず事前に地方農政局長等に相談し、その指示を受けた上で対応することを規定しなければならない。

- (5) 品質確認用試料は、有償と無償とにかかわらず、他に譲渡しないことを規定しなければならない。ただし、地方農政局長等及び受託事業者が品質確認用試料の提出を求めた場合は、これに応じなければならないことを規定しなければならない。

## 8 保管数量確認等

- (1) 保管倉庫における政府所有米穀の受入れ、払出し、倉庫内での移動の都度、数量の確認（検数）を行い、9の(1)の台帳等の現在高と照合し、照合の結果と照合した者を台帳等に記載することを規定しなければならない。
- (2) 政府所有米穀の移動の都度はい票せんに記録し、これはいに付けて当該はいの状態を明らかにすることを規定しなければならない。
- (3) 5の入庫時の品質確認等及び7の(2)の品質確認の際、はい見取図を作成し、確認した政府所有米穀の数量及び配置を明らかにするとともに、試料の採取箇所等の品質確認の実施に関することを記録しておくことを規定しなければならない。
- (4) 政府所有米穀を出庫する場合は、誤って他のものを出庫しないよう、政府所有米穀の引渡しを命ずる書類等と照合し、出庫する政府所有米穀を必要に応じて分置するなどして特定するとともに、出庫物品の確認者を指定して、当該者が出庫する政府所有米穀の種類、産年、産地、銘柄、等級、包装、量目、数量等（備蓄用アルファ化米については、数量、品名（白飯）、賞味期限が同一か等）を確認することを規定しなければならない。

## 9 帳簿類の整理

- (1) 保管倉庫における受入れ、払出し、亡失、損傷等の政府所有米穀の移動が発生した日及び数量を整理し、管理している政府所有米穀の現在高を把握するため、必要な台帳等の様式を定め、これを整理することを規定しなければならない。

なお、この台帳等の整理及び管理は、政府システムを使用して行うことができる。

- (2) (1)の台帳等を整理し、管理する者を指定するとともに、保管場所を明確にすることを規定しておかなければならない。
- (3) 管理日誌等、(1)の台帳等、政府所有米穀の受入れ、引渡しを証する書類並びに8のはい票せん及びはい見取図について、帳簿等の種類ごとに保存年限を定め適切に管理することを規定しなければならない。

なお、(1)の台帳等及び管理日誌等については、最後の記入をした日から5年間、政府所有米穀の受入れ及び引渡しを証する書類については、書類作成日から5年間保有することを規定しなければならない。

- (4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第7条に基づく保管の時の温度及び湿度などに関する記録を作成し、これを保存するよう努めることを規定するとともに、同法第2条第2項の米穀事業者から当該記録の提供を求められた場合は、努めてこれに応じることを規定しなければならない。

## 10 保管状況の確認

- (1) 管理者又は管理者を補佐する者は、日を決めて9の(1)の台帳等、管理日誌等の保管倉庫における保管状況に関する書類を確認し、このマニュアルに基づく保管管理業務の実施状況を確認することを規定しなければならない。

- (2) 管理者は、自ら又は担当者若しくは担当部署を指定して、保管管理業務の実施状況について、定期的に内部監査等を行うこととし、内部監査等のためのチェックリストその他の手引書を定め、これにより内部監査等を実施することを規定しなければならない。
- (3) 管理者は、当該内部監査等を他者に委託することも可能とするが、委託契約等により、当該委託を受けた者は、(2)の手引書に従って誠実かつ公正に内部監査等を行うべきこと、及び内部監査等の実施について管理者の監督を受け、その指示に従うべきことを約定し、当該内部監査等を委託する者を規定しなければならない。
- なお、当該内部監査等を他者に委託しても、管理者は、当該内部監査等の実施及びその結果についての責任を免れるものではなく、(2)の手引書に従って誠実かつ公正に内部監査等が実施されるよう監督することを規定しなければならない。
- (4) 管理者は、内部監査等した結果、保管倉庫における政府所有米穀の保管管理状況について、改善すべき事項があると認める場合又は管理者が保管倉庫に対して行った指示に反する事実がある場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、講じた措置を記録し、その実施状況を監督することを規定しなければならない。

## 別紙2 カビ確認の方法

- 1 受託事業体は、販売（学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第4の交付に該当する場合（ただし、備蓄用精米を除く。）にあっては、その交付をいう。以下「販売等」という。）予定の政府所有米穀の袋等（フレコンを含む。以下同じ。）を全て解袋し、カビ監視担当者にカビ状異物がないことを確認させる。

この場合は、食品用に販売等を予定している外国産米穀に限り、1袋等の単位で確認を行い、カビ状異物が混入した米穀を袋単位で分けすることが可能な方法で行わなければならない。

- 2 カビ状異物の確認の方法は、次のいずれかの方法とし、この方法以外による場合は、受託事業体がこの方法と同等以上であることを検証した上で、局長の承認を受けなければならない。

- (1) 解袋した米穀を、1枚目の網と2枚目の網をできるだけ密着させた状態で概ね45度にクロス（交差）させた二重の網に通し、網の上で解袋した袋等单位でカビ状異物を確認（メッシュチェック）する方法

この場合、使用する目の大きさは、1.0cm×1.0cm以下とする。

また、1枚目の網と2枚目の網との隙間は、作業中にあっても1.0cm以下を保つこと。

なお、網の上で、米穀が層状に滞積した場合や解袋した米穀中に経年変化による塊が確認され、器具（手袋を含む。以下同じ。）を用いて滞積物をならず又は塊をほぐす場合は、カビ監視担当者が、当該滞積物又は塊がカビ状異物でないことを確認すること。

また、作業に当たり、米穀に直接接触する器具を使用する場合は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示370号）第3に定める規格基準に適合する器具（耐水性のある材料でつくられた洗浄しやすいもの）で、消毒（76.9vol%～81.4vol%（70.0wt%～75.2wt%）の消毒用エタノール（食品添加物（食品衛生法施行規則別表第1に掲げる指定添加物、既存添加物及び天然香料をいう。）を含むアルコール製剤若しくは日本薬局方で定める無水エタノール又はエタノールを精製水で前記の濃度に希釈したもの）を用いて消毒（全面噴霧）を行い、乾燥させることをいう。以下同じ。）したものを用いること。

- (2) 少量（概ね1トン/日以下）の場合は、解袋した米穀を平らな容器等に広げ、静止状態で目視する方法

- 3 受託事業体は、解袋作業及びカビ確認等作業を行う際、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）上問題のない施設、器具を使用するとともに、カビ監視担当者及びカビ確認等作業に携わる者に健康上支障が生じないよう安全対策（防じんマスク（防じんマスクの規格（昭和63年3月30日労働省告示第19号）に適合したもの）、防じんメガネ、手袋など）を講ずる。

特に高所（足元高さ2m以上）で作業を行う場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第2編第9章第1節に基づく墜落等の危険防止策を講ずる。

- 4 受託事業体は、解袋作業及びカビ確認等作業において、米穀に異物混入（包装の切れ端、作業器具など）及び品質低下（水濡れ、結露、微生物汚染など）を生じさせないように作業を行う。
- 5 受託事業体は、カビ状異物の混入がないことが確認された米穀の販売等を行う場合は、次のとおり行うこととする。
  - (1) 食品用に販売等を行う場合は、食品衛生法の規定及び規格基準を満たした以下の包装容器に入れる。
    - ア 吊り紐部分が緑色で本体が白色又はベージュ色のフレコン
    - イ 農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）第一の二の(3)ロ（ハ）に定める規格を満たす紙袋（第四種紙袋及びその他紙袋を除く。）又は農産物規格規程第一の二の(3)ロ（ハ）に定めるその他紙袋であって、農産物規格規程第一の二の(3)ロ（ハ）の第一種紙袋、第二種紙袋、及び第三種紙袋と同等以上の強度を有しているもの
  - (2) 飼料用に販売等を行う場合は、飼料が有害物質に汚染されないような、吊り紐部分及び本体が白色又はベージュ色のフレコンに入れる。

ただし、カビ毒分析試料を採取し、カビ毒検査結果判明後に、カビ確認を行う場合は、直接、飼料工場の原料張込口又は飼料工場に運搬する車両の運搬器具に投入することができる。
- 6 受託事業者は、カビ監視担当者がカビ状異物と疑われるものを発見した場合は、速やかに解袋作業を停止させ、目視のほか、必要に応じてルーペにより菌糸等を確認するなどして、カビ状異物の判定を行う。
- 7 受託事業体は、カビ監視担当者がカビ状異物かどうかの判定が困難な場合は、分析機関又は保健所の食品衛生の専門家等に相談する。
- 8 受託事業体は、6 又は 7 によりカビ状異物の混入が明らかとなった場合は、速やかに以下の対応を行う。
  - (1) 食品用に販売等を予定している米穀についてはカビ状異物が混入した米穀を袋等单位で、飼料用に販売等を予定している米穀についてはカビ状異物単位でそれぞれ区分けすること。
  - (2) (1)において区分けしたカビ状異物が混入していた袋等及びカビ状異物は、ビニール袋で覆い、カビの孢子が拡散しないよう措置した上で、隔離して保管管理し、流通不適米穀として廃掃法に基づき廃棄処理を行うこと。
  - (3) 発見された袋等の状態、カビ状異物の形状、色、大きさ、重量等について記録（写真の撮影等）し、保存すること。
  - (4) 作業設備等の消毒及び清掃を行い、その終了後、解袋作業を再開すること。

### 別紙3 試料の採取方法等

#### 1 カビ毒検査の対象ロットと試料採取者

受託事業体は、カビ毒検査の対象ロット（上限200トン）をフレコンで構成し、2で定めるフレコンから、カビ監視担当者に試料を採取させる。

なお、カビ毒検査の対象ロットは、カビ確認等作業場所における1～3日の解袋等作業量を1検査ロット（上限200トン）とする。

また、受託事業体は、カビ確認又は試料採取を行ったフレコンに検体試料番号を付し、ロットごとに識別して、適正に管理を行う。

#### 2 試料採取量及び採取箇所数

試料は、次のロットの重量別の1か所の最低採取量、試料採取箇所数及び試料合計数量が確保されるよう、以下のとおり採取する。

(1) ロットの重量が100トン以下の場合、全てのフレコンから採取する。

(2) ロットの重量が100トンを超える場合は、無作為性が確保されていると局長が認める手法により抽出した100個のフレコンから採取する。

この場合は、フレコンからの採取箇所は、一定間隔を基本（参考1及び参考2）とし、ロット別の試料採取状況は、試料管理簿等により管理する。

なお、分析機関との協議により、100トンを超える場合でも全てのフレコンから採取することができる。

ロットの重量(t)	1か所の最低採取量(g)	試料採取箇所数	試料合計(kg)
重量 $\leq$ 0.05	400	3	1
0.05<重量 $\leq$ 0.5	200	5	1
0.5<重量 $\leq$ 1	100	10	1
1<重量 $\leq$ 3	100	20	2
3<重量 $\leq$ 10	100	40	4
10<重量 $\leq$ 20	100	60	6
20<重量 $\leq$ 50	100	100	10
50<重量 $\leq$ 100	100	100	10
100<重量 $\leq$ 200	100	100	10

注 トン未満の数量がある場合は、フレコンに詰め替えた上で、当該フレコンから試料を採取することとし、ロット全体として上記のロットの重量別試料採取箇所数、試料合計数量が確保されるよう試料を採取する。

#### 3 採取器具

試料は、フレコン用二重管刺しを使用して採取する。

ただし、数量が1トン未満でフレコン用二重管刺しを使用できない場合は、インクリメントスcoopにより採取する。

なお、二重管刺しによる1か所の採取量が100gを大幅に超える場合は、試料の精度を維持するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に適合する資材を用いて当該二重管刺しの中央採取口を塞ぐ加工を施し、1か所の採取量が概ね100g（100g以上110g未満）になることを確認の上、使用する。

#### 4 試料採取器具の消毒

採取器具については、前試料によるコンタミネーション（汚染）を避ける観点から、1ロットの試料採取が終了した後は、消毒すること。

#### 5 採取試料の取扱い

- (1) 採取した試料全量を検体試料として分析機関に送付する。
- (2) 採取試料は、低温（15℃以下）の環境で管理し、「冷蔵品」扱いで送付するなど品質保全に努める。
- (3) 試料の送付に当たって、未使用のビニール袋で二重・密封包装、検体試料番号の明記、送付書の添付など取扱いに留意する。

参考1 ロット重量別の採取箇所数

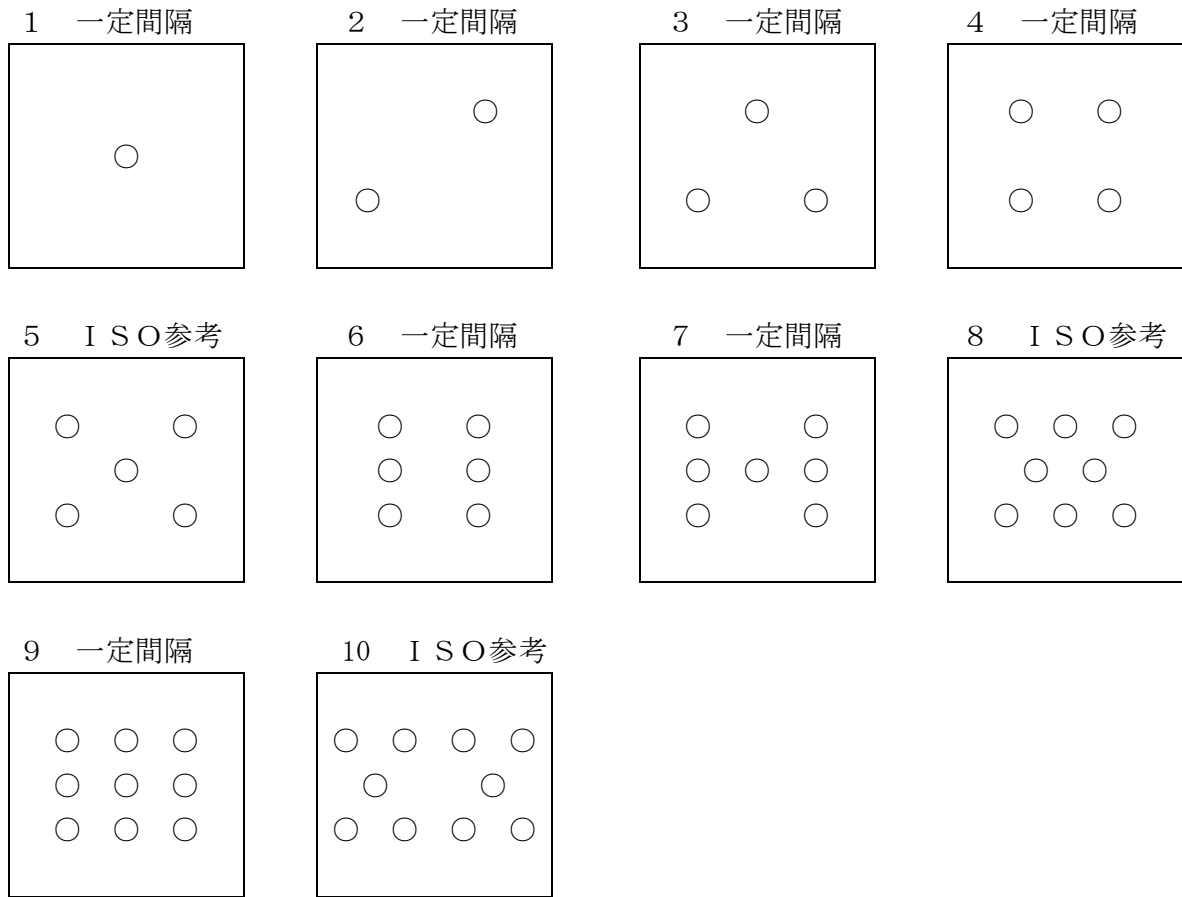
※1箇所当たり100g採取

ロットの重量 (トン)	フレコン数	1フレコン当たり 採取箇所数	採取箇所 合計数	試料量 (kg)
1	1	10	10	1
2	2	10	20	2
3	3	6～7	20	2
4	4	10	40	4
5	5	8	40	4
6	6	6～7	40	4
7	7	5～6	40	4
8	8	5	40	4
9	9	4～5	40	4
10	10	4	40	4
11	11	5～6	60	6
12	12	5	60	6
13～14	13～14	4～5	60	6
15	15	4	60	6
16～19	16～19	3～4	60	6
20	20	3	60	6
21～24	21～24	4～5	100	10
25	25	4	100	10
26～33	26～33	3～4	100	10
34～49	34～49	2～3	100	10
50	50	2	100	10
51～99	51～99	1～2	100	10
100	100	1	100	10
101～200	100	1	100	10

(注) フレコン数は、元地詰め又は詰め替え後の1フレコンが1トンの場合とする。

## 参考2 フレコンからの試料採取箇所

二重管刺しを用いて、フレコンから試料採取する場合の考え方として、一定の間隔で試料を抜き取ることを基本とする。



## 別紙4 カビ毒分析の手順等

1 受託事業体が分析機関に行わせるカビ毒検査は、以下のカビ毒を対象に2に定める分析方法により行う。

- (1) 食品用に販売等を行う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号の規定に基づき規制されている総アフラトキシン（アフラトキシンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>及びG<sub>2</sub>の総和をいう。以下同じ。）を対象とする。
- (2) 飼料用に販売等を行う場合は、総アフラトキシン並びに飼料安全法（昭和28年法律第35号）第23条第1号の規定に基づき規制されているゼアラレノン、デオキシニバレノール及びフモニシン（フモニシンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>及びB<sub>3</sub>の総和をいう。以下同じ。）を対象とする。

## 2 カビ毒の分析方法等

### (1) 分析方法

- ① 分析機関は、一次試料（別紙3の5の（1）の検体試料をいう。以下同じ。）全量を粉化・均一化し、1kgに縮分したもの（以下「二次試料」という。）を用いて、分析を行う。
- ② 検査の方法は、総アフラトキシンについては、総アフラトキシンの試験法について（平成23年8月16日付け食安発0816第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「食品衛生法通知」という。）に基づく方法又は妥当性が確認された方法、ゼアラレノン、デオキシニバレノール及びフモニシンについては、飼料分析基準（平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知）に基づく方法又は妥当性の確認された方法による。

なお、上記の食品衛生法通知及び飼料分析基準に基づく方法以外で分析を行う場合は、分析法のSOP（Standard Operating Procedure）、妥当性確認の方法及び妥当性確認の結果をあらかじめ局長に提出する。

- ③ 分析機関は、米についてのカビ毒分析の検出下限及び定量下限を算出する。検出下限及び定量下限は、次の値以下を確保する。

また、分析項目ごとに検出下限、定量下限の各々について、その定義及び算出方法を報告すること。

	検出下限	定量下限
アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub>	0.0005 ppm(mg/kg)	0.001 ppm(mg/kg)
ゼアラレノン	0.02 ppm(mg/kg)	0.05 ppm(mg/kg)
デオキシニバレノール	0.01 ppm(mg/kg)	0.02 ppm(mg/kg)
フモニシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 及びB <sub>3</sub>	0.02 ppm(mg/kg)	0.04 ppm(mg/kg)

(2) 分析結果の報告

分析機関は、局長が別途指示する方法により分析結果を受託事業体に報告する。

(3) 試料の保管

- ① 検査結果の報告までは、一次試料の全量を $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で保管することとし、検査結果の報告後の二次試料については、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で3ヶ月間適切に保管する。
- ② ①の保管期間が経過した検査試料は廃棄し、廃棄したことが確認できる書類を5年間以上保管する。

(4) 分析記録の保存

分析機関は、分析に関する記録を5年間以上保存する。

3 内部精度管理

分析機関は、食品衛生検査施設等における検査等の業務の管理の実施について（平成9年4月1日付け衛食第117号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）に基づく内部精度管理を行っていること。

(1) 検量線

分析機関は、標準試薬を用いて調整した5種類以上の濃度（定量下限付近の濃度を必ず1点含めること。）の標準液の測定を行い、検量線を作成し、相関係数は0.99以上を確保すること。

(2) 添加回収率

分析機関は、分析項目ごとに、2種類の濃度（定量下限付近と基準値付近）を用いた添加回収試験を3回以上実施すること。なお、当該試験の添加回収率は70～120パーセントの範囲であること。

(3) 繰り返し精度

分析機関は、分析項目ごとに、同一試料を用いた繰り返し精度（ $n=7$ 以上）を2種類の濃度（定量下限付近と基準値付近）で実施し、併行相対標準偏差（RSD<sub>r</sub>）を計算して適正であることを確認した後、報告すること。

4 外部精度管理

分析機関は、過去2年以内に穀類又は穀類の粉中の総アフラトキシン並びにゼアラレノン、デオキシニバレノール及びフモニシンを対象とした技能試験（proficiency testing）に参加し、Zスコアの絶対値が2以下であること。

## 別紙5 カビ監視担当者の作業等

- 1 カビ監視担当者は、次の作業を責任をもって適正かつ確実に実行する。
  - (1) カビ確認等作業に常時立ち会うとともに、次の①から③までを実施する。
    - ① カビ確認等作業場所の施設及び器具の点検・清掃・消毒の指示（作業開始前及び作業終了後は必須で、作業中は必要に応じて行う。）
    - ② 詰替用フレコンの異物混入の有無等の確認
    - ③ 解袋後の米穀について、カビ状異物その他品質異常の有無の確認（網を通過する米穀について目視により確認）
  - (2) カビ状異物と疑われるものを発見した場合は、次の①及び②を実施する。
    - ① 解袋作業の停止の指示
    - ② カビ状異物の判定
  - (3) カビ状異物を発見した場合は、次の①から⑦までを実施する。
    - ① 解袋作業の停止の指示
    - ② 受託事業体への連絡
    - ③ 食品用に販売等を予定している米穀についてはカビ状異物が混入していた米穀の袋等单位、飼料用に販売等を予定している米穀についてはカビ状異物単位での区分け指示、確認
    - ④ ③において区分けしたカビ状異物が混入していた袋等又はカビ状異物をビニール袋で覆った上での分置の指示、確認
    - ⑤ 発見された袋の状態、カビ状異物の形状・色・大きさ・重量等の記録（写真を撮影等）、保存
    - ⑥ 作業設備の清掃、消毒の指示、確認
    - ⑦ 清掃、消毒終了後の解袋作業の再開の指示
  - (4) 別紙3に規定する方法により、次のフレコンにおいて試料採取する。
    - ① カビ確認を先に行う場合は、カビ確認を行って詰め替えたフレコン
    - ② カビ毒検査を先に行う場合は、カビ確認前の対象のフレコン
  - (5) 別紙3の5に規定する方法により、採取した試料を受託事業体の指示する分析機関へ送付する。
  - (6) 詰替え及び試料採取後の米穀のカビ毒検査の対象ロットを管理する。
  - (7) 作業状況を記録し、受託事業体へ報告する。
- 2 カビ監視担当者の責任の下でカビ確認等作業を実施した米穀について、実需者へ販売等を行った後、カビ状異物が発見され、これが解袋後のカビ確認漏れにより生じたものである場合等、1の作業が適切に実施されなかったことにより政府に損害を及ぼしたと判断される場合は、カビ確認等作業を実施した受託事業体はその賠償責任を負うこととする。

ただし、受託事業体が善良な管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りでない。
- 3 カビ監視担当者は、作業の実施に当たり判断に迷う場合は、必ず受託事業体に連絡し、指示又は指導を受ける。

別紙6 とう精の規格等

1 とう精工場の要件

- (1) 原料米穀及び製品の搬出入が容易な立地条件にあること。
- (2) 原料米穀の切込みから業務終了まで一貫した工程で作業できること。
- (3) 手動によって調整できる箇所を一定時間封印しても工場の稼働能率が低下しないこと。
- (4) 衛生的に業務を行い得ること。
- (5) 火災、盗難、虫鼠害、変質等の発生のおそれがない倉庫又はこれに準ずる施設を有し、かつ、政府所有米穀とその他の貨物との区別が容易にできる収容力を有すること。
- (6) 雨及び雪などの天候の影響による水濡れを受けない施設で作業が可能なこと。

2 とう精の指示歩留

国内産水稻うるち玄米	88.4 パーセント
------------	---------------

3 生産精米の規格

- (1) 種類 うるち精米
- (2) 量目 正味重量：30kg 又は60kg
- (3) 荷姿

袋詰め（樹脂袋）とする。この場合の包装規格は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の一の（三）の口の（ロ）に定める第一種樹脂袋又は第二種樹脂袋の規格に準ずる新袋であるものとする。

(4) 品位

等級	項目	最高限度						
		水分 (パーセント)	白墨質粒 (パーセント)	被害粒(パーセント)		砕粒 (パーセント)	もみ (パーセント)	異種穀粒 及び異物 (パーセント)
			計	着色粒				
合格		16.0	20.0	4.0	1.0	20.0	0.0	1.0

(附) 1つの米粒で、もみ、着色粒、着色粒以外の被害粒、砕粒、白墨質粒のいずれか2つ以上に該当するものについては、この順位により、最初に該当するもの以外のものには該当しないものとみなす。

定義

百分率－全量に対する重量比をいう。

水分—105度乾燥法又はそれと同じ結果が得られる方法によって決定されたものをいう。

白墨質粒—米粒の4分の3以上が白墨質になっている粒をいう。

被害粒—昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によって損傷を受けたものをいう。

着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。

砕粒—その大きさが完全粒の3分の2から4分の1（針金25番線ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。）までの粒をいう。

異種穀粒—うるち精米を除いた他の穀粒（もみを除く。）をいう。

異物—その大きさが完全粒の4分の1未満の米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。

#### 4 産地国等の表示

##### (1) 包装容器に表示する事項

<p>◎</p> <p>援助用政府所有米穀の委託とう精精米</p> <p>Japanese Government Rice For Food Aid</p> <p>Type: Non-Glutinous Milled Rice</p> <p>Country of Origin: Japan</p> <p>Net Weight:</p> <p>Milling Year:</p> <p>Milling Factory</p> <p>    Name:</p> <p>    Address:</p>
--

##### (注)

1 用紙の大きさは、たて10.8cm、横5.4cmとし、紙質はさらしクラフトパルプ（荷札用紙。以下「票せん」という。）であって、46判90kg以上とする。なお、票せんは、包装の口縫部分に添付することとする。

用紙の色は、白色とする。

2 記載事項は、とう精工場において英語で記載する。

また、Milling Year は西暦とする。

## 別紙7-1 備蓄用精米加工の要件

### 1 とう精・無洗米加工・袋詰め工場の要件

- (1) 原料米穀及び製品の搬出入が容易な立地条件にあること。
- (2) 原料米穀の切込みから業務終了まで一貫した工程で作業できること。
- (3) 手動によって調整できる箇所を一定時間封印しても工場の稼働能率が低下しないこと。
- (4) 衛生的に業務を行い得ること。
- (5) 火災、盗難、虫鼠害、変質等の発生のおそれがない倉庫又はこれに準ずる施設を有し、かつ、政府所有米穀とその他の貨物との区別が容易にできる収容力を有すること。
- (6) 雨及び雪などの天候の影響による水濡れを受けない施設で作業が可能なこと。

### 2 備蓄用精米の要件

- (1) とう精及び無洗米加工後の歩留まりが85パーセントを下回らないこと。
- (2) 農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の三の（二）のハの（ロ）の完全精米・一等の品質基準を満たしていること。  
なお、とう精及び無洗米加工を行った場合は、加工日ごとに20gの備蓄用精米のサンプルを採取し、農産局農産政策部貿易業務課に速やかに送付すること。

### 3 袋詰めの実施方法

- (1) 無洗米加工された政府所有米穀について、未使用のポリエチレン等樹脂素材の袋に10kg単位で袋詰めを行うこと。その際、人の手が触れることがないように衛生的に袋詰めを行い、また、以下の表示を行う。
  - ア 食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準等の定める規格に基づき、必要な表示等を施すこと。
  - イ 袋の表面に、『政府備蓄精米』及び『無洗米』の印字を付すこと。
- (2) 使用する袋は、小売店において消費者向けに販売される袋詰精米に使用するものと同等の強度を持つものとする。

## 別紙7-2 備蓄用アルファ化米加工の要件

### 1 とう精・無洗米加工・アルファ化米加工・袋詰め・箱詰め工場の要件

- (1) 原料米穀及び製品の搬出入が容易な立地条件にあること。
- (2) 原料米穀の切込みから業務終了まで一貫した工程で作業できること。ただし、アルファ化米加工業者がとう精・無洗米加工及びこれに付随する工程を第三者に委託している場合は、アルファ化米加工業者の事業計画に基づき、とう精・無洗米加工及びこれに付随する工程の内容が明確に定められており、事業体間で調整・連携が取れていると認められる場合は、この限りではない。
- (3) 手動によって調整できる箇所を一定時間封印しても工場の稼働能率が低下しないこと。
- (4) 衛生的に業務を行い得ること。
- (5) 火災、盗難、虫鼠害、変質等の発生のおそれがない倉庫又はこれに準ずる施設を有し、かつ、政府所有米穀とその他の貨物との区別が容易にできる収容力を有すること。
- (6) 雨及び雪などの天候の影響による水濡れを受けない施設で作業が可能なこと。

### 2 備蓄用アルファ化米の要件

- (1) 備蓄用アルファ化米の仕様は次のとおりとする。
  - ① 備蓄用アルファ化米の原料として、当該年度にアルファ化米加工業者へ引き渡す備蓄米は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める玄米の品位が1等のものであり、かつ産地品種銘柄が同一のものとする。
  - ② 製品は、白飯であること。
  - ③ 1袋100g入りとし、1袋につきスプーンが1つ付いていること。
  - ④ 袋が自立するタイプであること。
  - ⑤ 水・お湯それぞれでの調理が可能であること。
  - ⑥ アレルギー物質については、食品表示法で義務表示となっている特定原材料及び表示が推奨されている特定原料に準じるものが不使用であること。  
また、義務表示となっている特定原材料については、加工業者側で自主検査をしていること。
  - ⑦ ハラル認証を取得した製品であること。
  - ⑧ 製造から5年以上の賞味期限を有し、常温で保管できるものであること。
  - ⑨ 製造した製品が賞味期限を有している期間は、製造年月日若しくは賞味期限年月日などのロット毎にトレースできるよう製造に関する書類（原料及び容器包装の納品書を含む。）を保管するようアルファ化米加工業者へ依頼していること。
- (2) アルファ化米加工を行った場合は、備蓄用アルファ化米をその加工日ごとに保存したサンプル1袋（100g）を農産局農産政策部貿易業務課に速やかに送付すること。

### 3 袋詰め及び箱詰めの実施方法

- (1) アルファ化米加工された政府所有米穀について、未使用のバリア性の高いアルミ等の包材（チャック付きスタンディングタイプ）の袋に1食分当たり100g単位で袋詰めを行い、1箱50食入りで梱包し、梱包のケースは長期間の積み上げ保管が可能な段ボールとし、粘

着テープで封をすること。その際、人の手が触れることがないよう衛生的に袋詰めを行い、また、以下の表示を行う。

ア 袋には、食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準等の定める規格に基づき、必要な表示等を施すこと。

イ 梱包する段ボール毎に、箱の表面（1面）に「政府備蓄用アルファ化米」と鮮明に付すこと。また、品名（白飯）・賞味期限・内容量（1食分×50袋）・アレルギー物質に関する表示・段ボールを積み上げる際の上限数を記載すること。

(2) 使用する袋は、小売店において消費者向けに販売されるアルファ化米に使用するものと同等の強度を持つものとする。

## 別紙8 米の取扱注意事項

### 1 先入先出しで早期使用

仕入れた米は、速やかに検品を行った上で、加工又は販売するようお願いします。

米の使用については、常に先入れ先出しをお願いします。特に精米は、長く保管していると品質劣化を招きます。

※ 調製、加工されたものは交換等を行うことが困難となる場合があります。

### 2 高温、多湿、直射日光に注意

米は、高温・多湿・直射日光をさけ、できるだけ冷暗所で温度変化の少ない場所での保管を心掛けましょう。

### 3 匂いの強い物との分離

米は移り香しやすいので、石油製品類、洗剤、化粧品、防虫剤など匂いの強いものと一緒に保管しないようにお願いします。

### 4 床積みに注意

米を積む場合は、パレットなどの上に、かつ、壁から離して積むようお願いします。直接床に積んだり、壁に付いたりすると、床面や壁面との温度差の影響や風通しの悪さから、米の変質の原因となることがあります。

### 5 保管場所は清潔に

米を保管する場所は、常に清潔に保つよう心掛けましょう。こぼれた米などが残っているとカビや害虫の発生原因になることがあります。

### 6 水濡れに注意

米を運搬する場合は、水濡れに注意し、ビニールシートなどで覆うよう心掛けてください。特に夏場の入出庫は、急激な温度変化で結露等が発生しないように注意しましょう。

### 7 取扱いは丁寧に

米を入れている袋は、通常の運搬や保管には耐えられる強度がありますが、強い衝撃などにより、破れることがあります。取扱いは、丁寧をお願いします。

## 別紙9-1 確認業務委員会の設置について

### 1 目的

政府所有米穀の販売等業務に係る実施状況の確認（以下「確認業務」という。）に関する受託事業者の総意を得るための意思決定機関として、販売等業務全体を鑑みて確認計画を策定し、確認業務を効果的かつ効率的な実施に資することを目的として、確認業務委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 委員会の事務

委員会は、確認業務の実施に当たり、以下の事項について検討及び対応を行う。

- (1) 確認項目（チェックリスト）に関すること。
- (2) 確認手法（業務の仕様）に関すること。
- (3) 業務実施者ごとの確認計画（時期及び総件数）に関すること。
- (4) 経費の請求方法に関すること。
- (5) 第三者機関の選定（見積書の提出、1件当たりの単価の設定）に関すること。
- (6) 農林水産省への行政手続に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

### 3 委員会の構成等

委員会は、以下に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

#### (1) 委員

確認業務を第三者機関に委託する受託事業者において販売等業務に従事する者  
（各受託事業者1名以上）

#### (2) オブザーバー

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課の職員

### 4 委員会の運営

- (1) 委員会は、委員長が招集し、議事を総括する。
- (2) 委員会は、年1回以上開催する。
- (3) 委員長は、確認業務の実施年度における政府所有米穀の販売等業務に係る入札の最後の順位の落札者（受託事業者）から選出する。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、3以外の関係者を委員会に参加させることができる。
- (5) 委員会の庶務は、委員長が所属する受託事業者が行う。

### 5 その他

前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員会が定める。

別紙 9-2 確認業務を実施する第三者機関の選定要件について

確認業務を実施する第三者機関は、以下に定める全ての要件を満たす者を、6の(1)に掲げる区域ごとにそれぞれ選定すること。なお、同一の者が複数の区域において選定されることを妨げない。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- 4 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5 次のいずれかの要件を満たす公正かつ中立な機関（政府所有米穀の販売等業務の契約の相手方である受託事業体及び受託事業体が再委託（再委託以降を含む。）する確認業務の確認対象となる業務実施者を除く。）であること。
  - (1) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定により国土交通大臣から検量・鑑定・検数事業の許可を受けた者
  - (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者
  - (3) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第13条の規定により同法第4条第1項の厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けた者
- 6 次の要件を満たす組織及び実務経験を有していること。

- (1) 次に掲げる区域内に、確認業務を行う第三者機関の事務所等が少なくとも1か所あり、当該事務所に、常時、確認業務に従事可能な職員が2名以上在籍していること。

区 域	都道府県名
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸・東海	新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、岐阜
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (2) 過去に類似の実地確認又は法人監査業務等の経験を有している職員を(1)の事務所ごとに常時配置していること。

## 別紙 9-3 確認業務の約定事項について

受託事業体は、確認業務の委託に当たり、第三者機関と以下の内容を含めた事項を約定した契約を締結しなければならない。

### 1 契約期間

契約期間は、令和〇年〇月〇日（第三者機関との契約締結日）から令和〇年9月末日（契約締結日の翌年9月末日）までとすること。

### 2 確認業務の実施期間

確認業務の実施期間は、当年7月1日から翌年6月30日までの1年間とすること。

### 3 確認業務の実施体制等

確認業務は、局長が承認した確認項目（チェックリスト）、確認手法（業務の仕様）、業務実施者ごとの確認計画（時期・総件数）に基づき、確認業務仕様書に即して実施すること。

### 4 再委託の禁止

第三者機関は、確認業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないこと。

### 5 確認業務の報告方法等

確認業務を実施した際は、確認業務仕様書に基づき報告書を作成するとともに、確認実施月の翌月20日までに報告すること。また、当該報告以外に業務の実施状況について報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならないこと。

### 6 確認業務の検査

受託事業体は、第三者機関が確認業務を実施したときは、遅滞なく検査を行うとともに、国が確認業務に係る検査を国の職員に命じて行う場合において、受託事業体及び第三者機関は、当該職員が行う検査に協力すること。

### 7 確認業務経費の支払い

確認業務経費は、あらかじめ定める業務実施者別の単価に業務実施者別の確認業務実施件数を乗じた額とし、第三者機関からの請求に基づき、受託事業体が第三者機関に支払うこと。

### 8 確認業務契約の解除

政府所有米穀の販売等業務委託契約第27条に基づく契約の解除が可能な解除要件を設定すること。

### 9 損害賠償

第三者機関は、この契約の履行に関し、善良なる管理者の注意を怠らなかつた場合は、受託事業体に及ぼした損害について賠償する義務を要しないこと。

## 別紙9-4 確認業務の仕様について

### 1 業務内容

第三者機関は、保管業者、運送業者、カビ確認等作業業者、とう精業者、備蓄用精米加工業者、備蓄用アルファ化米加工業者及び流通不適米穀の処理業者（以下「業務実施者」という。）が実施している政府所有米穀の保管業務、運送業務、カビ確認等作業、とう精業務、備蓄用精米加工業務、備蓄用アルファ化米加工業務及び廃棄物（販売等を行うことができない米穀）の処理業務の全部又は一部について、現地に赴き以下の業務（以下「実地確認等業務」という。）を行う。

#### (1) 実地確認業務

第三者機関は、確認業務の対象となる保管業者、運送業者、カビ確認等作業業者、とう精業者、備蓄用精米加工業者及び備蓄用アルファ化米加工業者（以下「実地確認対象業務実施者」という。）が実施する保管業務、運送業務、カビ確認等作業業務、とう精業務、備蓄用精米加工業務及び備蓄用アルファ化米加工業務の実施状況について、現地に赴き確認等を行う。

#### (2) 廃棄処理立会確認等業務

第三者機関は、地方農政局長等が作成する適正処理確認計画書に基づき、流通不適米穀の廃棄処理等の立会確認等を行う。

### 2 確認業務における確認項目

第三者機関は、局長が承認した確認業務計画の確認項目（チェックリスト）及び確認業務仕様書に基づき、業務実施者に対して実地確認等業務を行う。

### 3 確認対象業務実施者数及び確認回数

第三者機関は、局長が承認した確認業務計画の実地確認対象業務実施者ごとの確認計画（時期及び総件数）に基づき実地確認業務を行う。

また、流通不適米穀の処理業者に対する廃棄処理立会確認等業務については、地方農政局長等が作成する適正処理確認計画書に基づき実施する。

### 4 実地確認等業務結果の報告及び地方農政局等との情報共有

第三者機関は、実地確認等業務を実施した場合は、実地確認等業務実施月の翌月20日までに内容を取りまとめて報告する。

また、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。）に対して、4半期毎に1回以上、実地確認等業務の実施状況及び結果等の情報共有を行う。

### 5 政府所有米穀販売等業務運営協議会への参加

第三者機関は、実地確認等業務を円滑に実施するため、局長が別に定める「政府所有米穀販売等業務運営協議会」に参加し、国及び受託事業者と実地確認等業務に関する情報共有を行うものとする。

別紙 10 報告書一覧表

No.	仕様書業務名	業務項目	提供情報	提供時期
1	保管	期別入出庫報告 (注)	政府所有米穀を保管する各倉庫における期別の入出庫数量	毎月(翌月末)
2	保管 (在庫管理)	物品管理関係報告 (注)	政府所有米穀の日別の受払、在庫状況等報告	毎月(翌月20日まで)
3	保管 (在庫管理)	たな卸関係報告 (年度末) (注)	年度末における台帳等と在庫の突合結果報告	毎年度(翌年度4月20日まで)
4	運送	運送実績報告 (注)	運送仕様書に基づき実施した政府所有米穀の運送に関する報告	毎月(翌月末)
5	カビ確認及びカビ毒検査	用途別販売前確認作業報告	販売前確認作業を行った政府所有米穀に関する報告	毎月(翌月末)
6	とう精	とう精実績報告 (注)	とう精を行った政府所有米穀に関する報告	毎月(翌月末)
7	備蓄用精米加工	備蓄用精米加工実績報告	備蓄用精米加工に関する報告	毎月(翌月20日まで)
8	備蓄用アルファ化米加工	備蓄用アルファ化米加工実績報告	備蓄用アルファ化米加工に関する報告	毎月(翌月20日まで)
9	販売	販売実績報告	買受者ごとの販売数量の内訳(買受者が組合等の場合は、共同購入者ごと)に関する報告	毎月(翌月末)
10	品質管理	異常発見報告	政府所有米穀の販売等業務実施時に異常が発見された場合の報告	随時
11	廃棄物処理	流通不適米穀処理報告	処理された流通不適米穀(廃棄処分)に関する報告	毎月(翌月末)
12	廃棄物処理	空包装処理報告	処理された空包装に関する報告	毎月(翌月末)
13	カネミ油症患者に関する施策推進措置	保管料収入額等報告	カネミ倉庫の保管料収入額等に関する報告	毎月(翌月20日まで)
14	確認業務	確認業務実績報告	業務実施者ごとの確認業務に関する報告	毎月(翌月20日まで)

- ※1 提出時期について、別途局長から指示があった場合は、その指示に従う。  
 2 各業務項目の報告書に関する提供情報項目の明細は別途指示することとする。  
 (注) 政府システムを利用する場合にデータ取得可能な情報

農林水産省農産局長 殿

受託事業体名  
担当者・連絡先

○年度政府所有米穀の販売等業務委託契約に係る環境負荷低減の  
みどりチェック実施状況報告書

以下の取組について、令和○年度政府所有米穀の販売等業務委託契約書仕様書第10節第2の2に基づき、実施状況を報告します。

(1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他（ ）</li> </ul>	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）



・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

(5) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当

・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
（）